資料１

⃠転載・撮影禁止⃠

古河市立小中学校再編全体計画

～未来の古河市を担う子どもたちのために～

原　案

令和●年●月

古河市教育委員会

⃠転載・撮影禁止⃠

編集中

目　次

第１章　全体計画の策定にあたって

1 全体計画策定の趣旨……2
2 全体計画の位置づけ……3
3 計画期間……3

第２章　学校の現状と課題

1 市内小中学校の配置……5
2 古河市の出生数の推移……6
3 児童生徒数の推移と将来推計……6
4 学級数の推移と将来推計……7
（1）小学校……7
（2）中学校……8
5 学校規模による教育環境への影響……9
6 学校施設の老朽化……10

第３章　学校再編の基本的な考え方

1 基本的な考え方……12
2 適正規模・適正配置の基準……13
3 学校再編の進め方……13
（1）学校再編の優先順位……13
（2）再編までのロードマップ……14

第４章　学校再編計画

1 再編の期別スケジュール……16
2 小学校
（1）西部ブロック……18
（2）北部ブロック……19
（3）南部ブロック……20
（4）東部ブロック……21
3 中学校
（1）西部ブロック……22

⃠転載・撮影禁止⃠

（2） 中部ブロック.....23
（3） 東部ブロック.....24
4 再編後の市内学校の配置イメージ.....25
5 計画を推進する上での考慮すべき事項
（1） 児童生徒.....26
（2）保護者と地域.....26
（3）学校施設.....26
（4） 通学方法.....26
（5） 通学区域(学区).....27
（6） 小中一貫教育27
（7） 小規模特認校27
（8） 特別支援教育27
（9） 授業27
（10） 学校給食28
（11） 児童クラブ28
（12） 諸事務28
（13） 学校運営に係る経費.....28
（14） 跡地活用.....28
（15） 全体計画の見直し.....29

資料編

資料1 古河市立小学校配置図.....31
資料2 古河市立中学校配置図.....32
資料3 古河市立小中学校の学年別児童生徒数の将来推計.....33
資料4 古河市立中学校の建築年次一覧(築年数:令和8年基準).....40
資料5 小中一貫教育.....42
資料6 適正規模・適正配置に向けたこれまでの取り組み.....44
資料7 関係法令.....45

⃠転載・撮影禁止⃠

第1章　全体計画の策定にあたって

⊘転載・撮影禁止⊘

第１章　全体計画の策定にあたって

1 全体計画策定の趣旨

全国的に少子化が進んでいる現在、本市も例外ではなく、昭和 60(1985)年には 31,261 人いた年少(0～14 歳)人口も、令和 2(2020)年には 16,213 人となり、令和 22(2040)年は 12,034 人まで減少※すると予想されています。

この減少によって、市内小中学校の小規模化がさらに進行し、教育の土台となる各学校における「学び・生活・共創・安全」に関して、中長期的な視点による学校のあり方を検討しなければならない状況にあります。

一方、教育現場では、学校のICT環境の整備が進み、1人1台端末環境が充実するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の両方が求められています。それを実現していくためには、学校を児童・生徒数に見合った適正な規模に是正し、教育環境を整備していくことが不可欠です。したがって、小規模な学校を適正規模にすることは、様々な人と関わり、多様な経験を積む機会を増やすこと、また社会性の育成や人間力の向上につながることになります。

このような状況から、本市では、令和4年2月に学識経験者、行政自治会・PTA・学校関係者で構成する「古河市立小中学校適正規模・適正配置等審議会(以下、「審議会」という。)」を設置し、令和5年2月に「古河市立小中学校の適正規模・適正配置等に関する答申(以下、「提言書」という。)」をいただきました。

市では、この提言書を十分尊重した上で、令和7年11月、市民と市長部局・市教育委員会が協働して取り組む指針として、「古河市立小中学校の適正規模・適正配置等に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)」を策定しました。

この基本方針に基づき、古河市立小中学校が子どもたちにとって最適な環境となるように、地域との懇談会等において、皆さまからの貴重なご意見を受け、市教育委員会では、「古河市立小中学校再編全体計画(以下、「全体計画」という。)」としてまとめました。

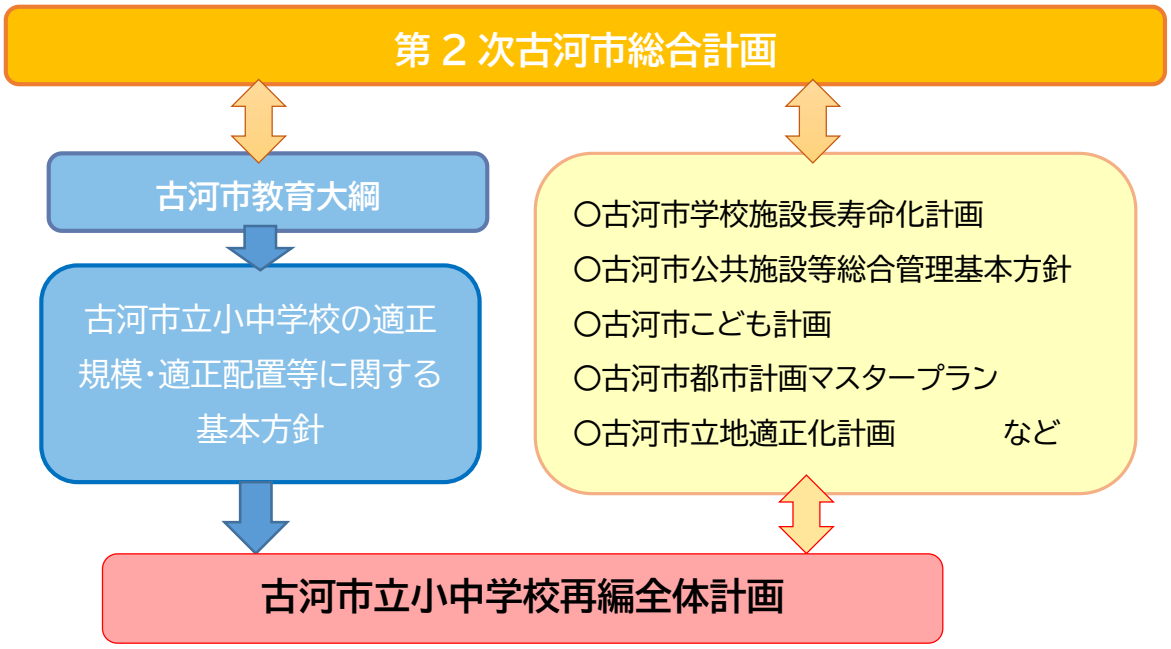
今後は、この全体計画をもとに、“未来を担う子どもたちのために”学校再編の取組みを進めていきます。

※「日本の市町村別将来推計人口」(平成 30 年3月推計)国立社会保障・人口問題研究所

⊘転載・撮影禁止⊘

2　全体計画の位置づけ

全体計画の策定にあたっては、本市における、「古河市公共施設適正配置基本計画」等、教育分野以外の関連する計画との整合を図ります。



3　計画期間

全体計画の計画期間は、【図 1】のとおり、令和9(2027)年度から令和 23(2041)年度までの 15 年間とします。ただし、学校を取り巻く環境や人口動態の変化など、関連する制度や計画の改定等を踏まえ、5 年ごとに見直しの必要性について判断します。

【図1】計画の構成イメージ



⃠転載・撮影禁止⃠

第2章　学校の現状と課題

⊘転載・撮影禁止⊘

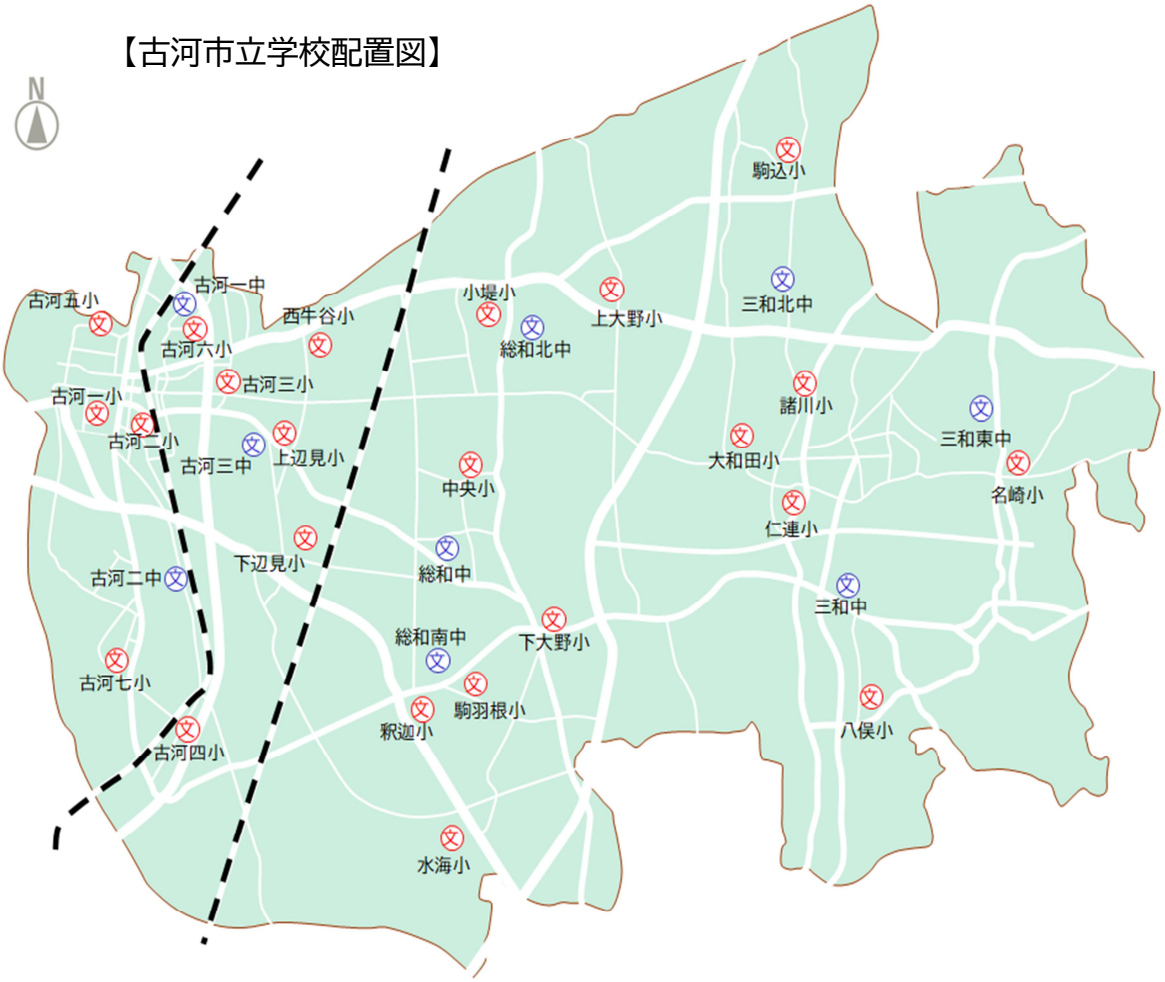
第２章　学校の現状と課題

1　市内小中学校の配置

古河市には、小学校 23 校と中学校9校、合わせて 32 校が設置されています。

これらの小学校及び中学校については、平成 17 年に古河市、総和町、三和町の1市2町が合併したときから引き継いでいるものです。

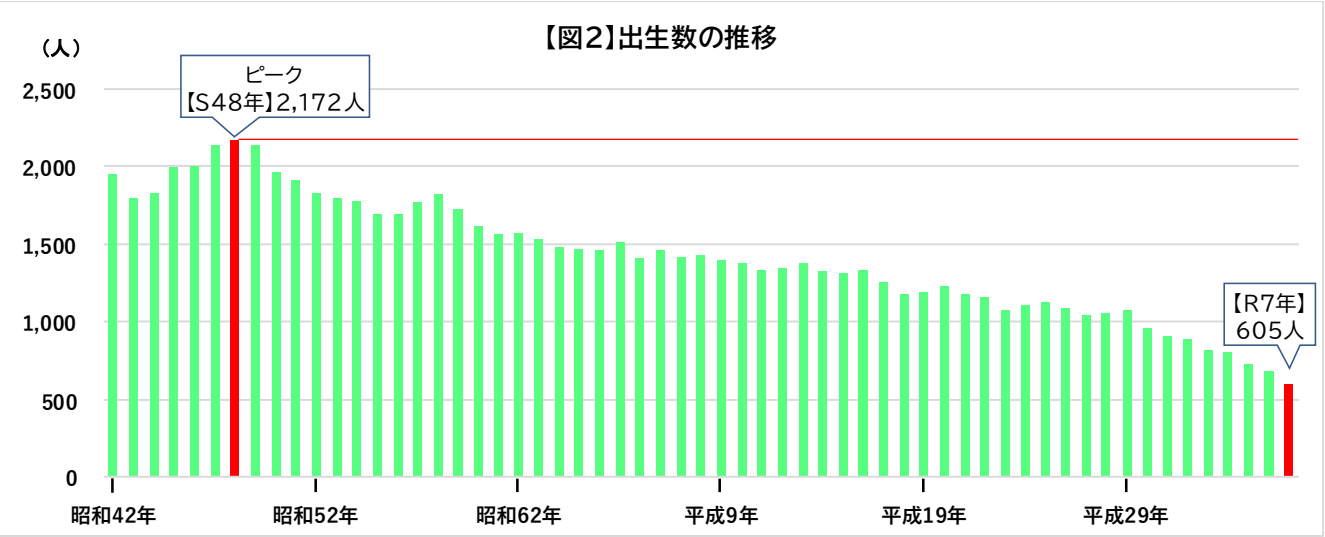
【古河市立学校配置図】



⊘転載・撮影禁止⊘

2　古河市の出生数の推移

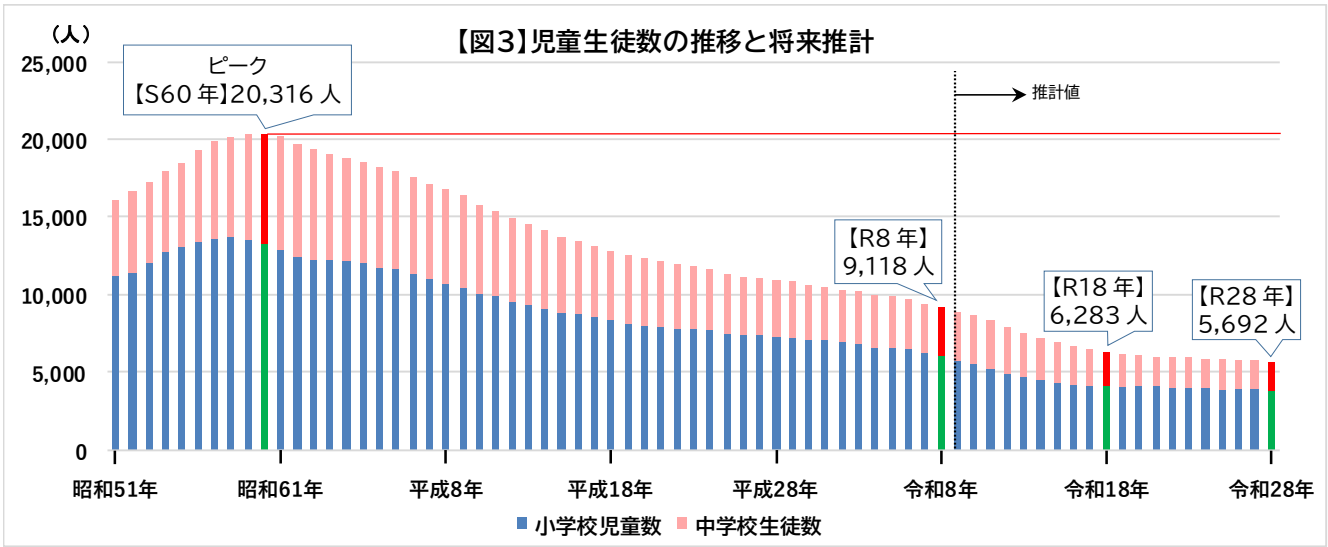
全国的にも少子化が進んでいる中、本市においても例外ではなく、昭和 48 年の出生数は 2,172 人であり、第 2 次ベビーブーム以降、これをピークに徐々に減少しています。【図 2】のとおり、直近の令和 7 年では 605 人となり、今後も減少傾向が続くと予想されています。



※昭和42年～平成12年　茨城県「茨城県の人口（茨城県常住人口調査結果報告書）」から引用
※平成13年～令和6年　茨城県「茨城県長期時系列表（2）常住人口調査　市町村別の世帯数及び男女別人口」から引用
※令和7年　茨城県「茨城県の人口と世帯（推計）」（令和7年2月1日現在～令和8年1月1日現在）から引用

3　児童生徒数の推移と将来推計

【図3】のとおり、本市の令和8年の児童生徒数は、9,118人であり、昭和60年のピーク時の20,316人と比較すると、半分以下となっています。また、10年後の令和18年の児童生徒数は6,283人であり、令和8年のそれと比較すると、2,835人の減。20年後（令和28年）では5,692人となり、3,426人の減になると予測されています。



※学校基本調査より（R8まで確定値）　R9からは古河市住民基本台帳をもとにした推定値

⊘転載・撮影禁止⊘

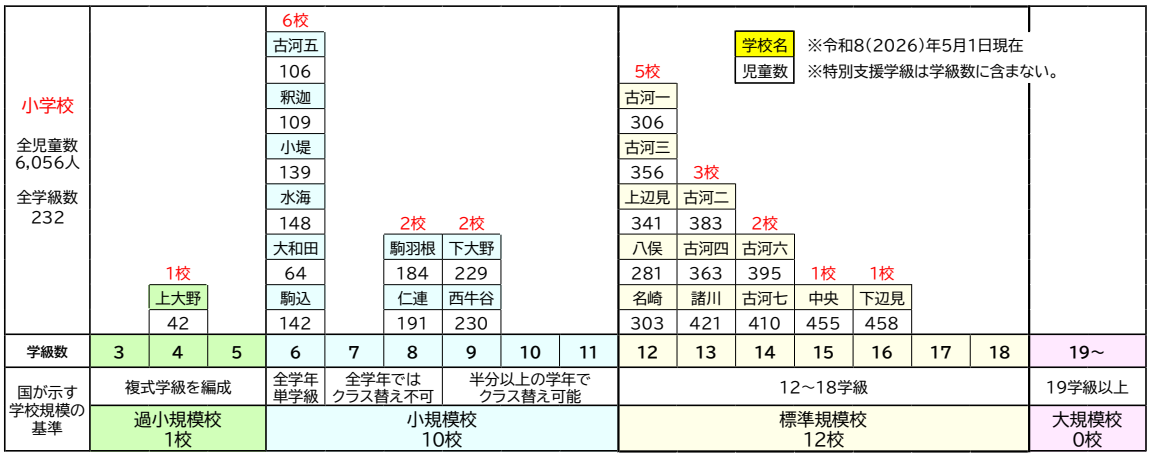
4　学級数の推移と将来推計

（1） 小学校

【図4】のとおり、令和8（2026）年度の小学校の学級数は232学級であり、10年前の平成28（2016）年度と比較すると24学級の減。さらに15年後の令和23（2041）年は、【図5】のとおり、44学級の減と予測されています。

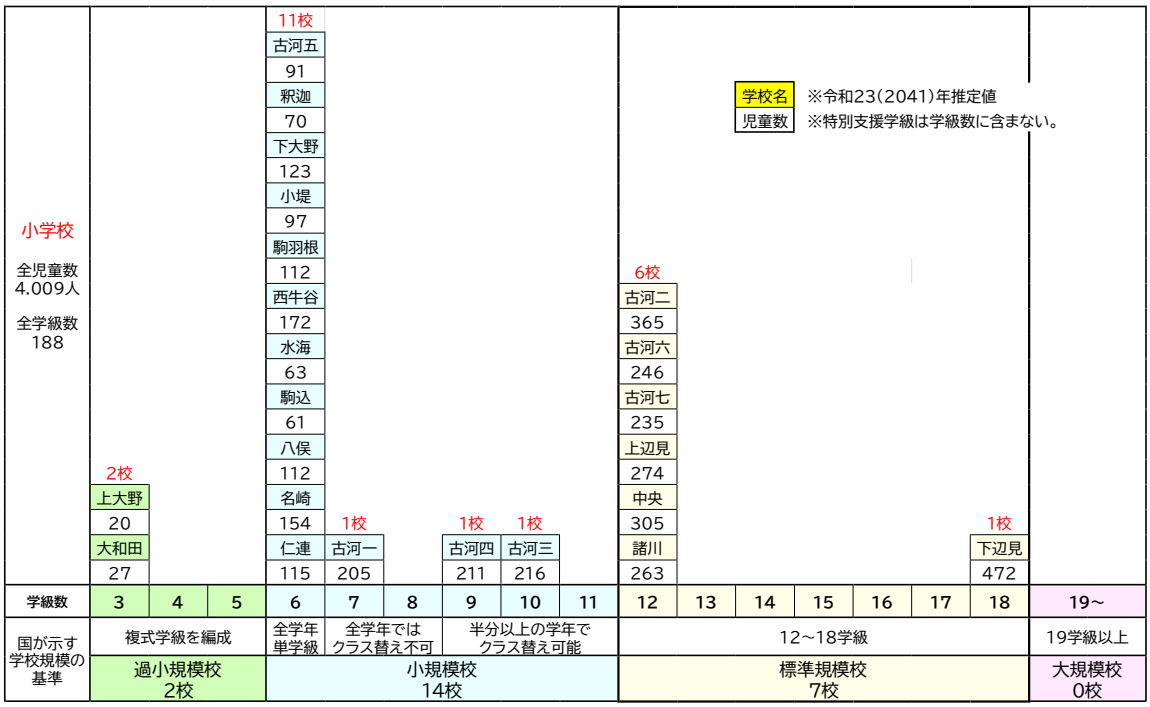
現在、全23校のうち、11の小学校において、国が示す「望ましい学校規模」の基準である「12学級から18学級以下」を下回っており、2つの学年で1つの学級を編制する「複式学級」やクラス替えのできない「学年単学級」を編制する学校が7校もあります。 今後さらに、小学校の小規模化が進むと予測されます。

【図4】 令和8年度　古河市立小学校の学級数別分布図



15年後

【図5】 令和23年度　古河市立小学校の学級数別分布図（推定）



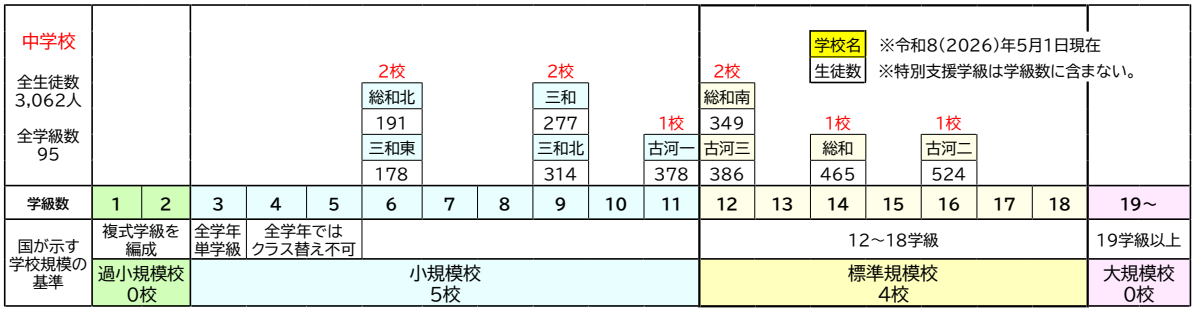
⊘転載・撮影禁止⊘

（2） 中学校

【図6】のとおり、令和8（2026）年度の中学校の学級数は95学級であり、10年前の平成28（2016）年度と比較すると9学級の減。さらに15年後の令和23（2041）年は、【図7】のとおり、27学級の減と予測されています。

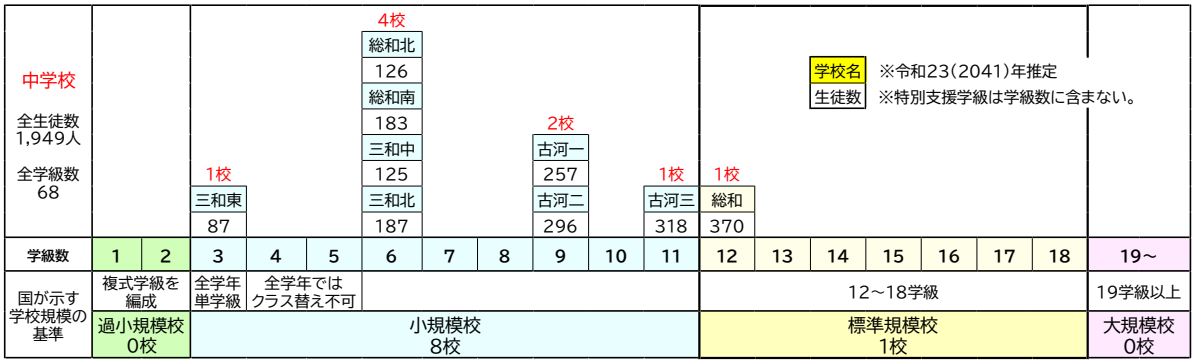
現在、全9校とも全学年でクラス替えができる状況になっているものの、国が示す「望ましい学校規模」の基準である「12学級から18学級以下」を下回っている学校もあり、今後さらに、中学校の小規模化が進むと予測されます。

【図6】 令和8年度 古河市立中学校の学級数別分布図



15年後

【図7】 令和23年度 古河市立中学校の学級数別分布図（推定）



【参考】 学校規模の分類

文部科学省発行の「公立小中学校の国庫負担事業認定申請の手引き」では、学校規模の分類を1学校あたりの学級数を基に、下表のとおりとしています。

区分	過小規模校	小規模校	標準規模校	大規模校	過大規模校
小学校	1～5 学級	6～11 学級	12～18 学級	19～30 学級	31 学級以上
中学校	1～2 学級	3～11 学級			
教育課程の編成・実施上の課題	全学年で学級を作れず、特別な配慮が必要	各学年の学級数が少なく、配慮が必要	標準と考えられる規模	各学年の学級数がやや多く、配慮が必要	各学年の学級数が多く、特別な配慮が必要

⊘転載・撮影禁止⊘

5　学校規模による教育環境への影響

国が示す基準における「過小規模校・小規模校」については、【表1】のような「メリット」と「デメリット」が示されています。

【表1】 過小規模・小規模校の「メリット」と「デメリット」

区分	メリット	デメリット
学習面	・ 児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ・ 学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	・ 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ・ 1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 ・ 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ・ 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ・ 児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりにくい。 ・ 部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
生活面	・ 児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・ 異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ・ 児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	・ クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・ 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ・ 切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ・ 組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学校運営・財政面	・ 全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・ 学校が一体となって活動しやすい。 ・ 施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	・ 教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ・ 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ・ 一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ・ 教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 ・ 子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。
その他	・ 保護者や地域社会との連携が図りやすい。 ・ 災害発生等による緊急避難時に混雑が生じにくい。	・ PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

※文部科学省 中央教育審議会の初等中等教育分科会の小・中学校の設置・運営の在り方に関する作業部会【H20.12.2】で配布された資料もとに作成

義務教育の学校は、単に教科の知識を教えるだけでなく、児童生徒の能力を伸ばし、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的とした場です。児童生徒たちが集団の中で多様な考えに触れ、協力し、お互いを認め合う経験をすることで、思考力、表現力、判断力、問題解決能力といった能力や、社会性、規範意識などが育まれます。

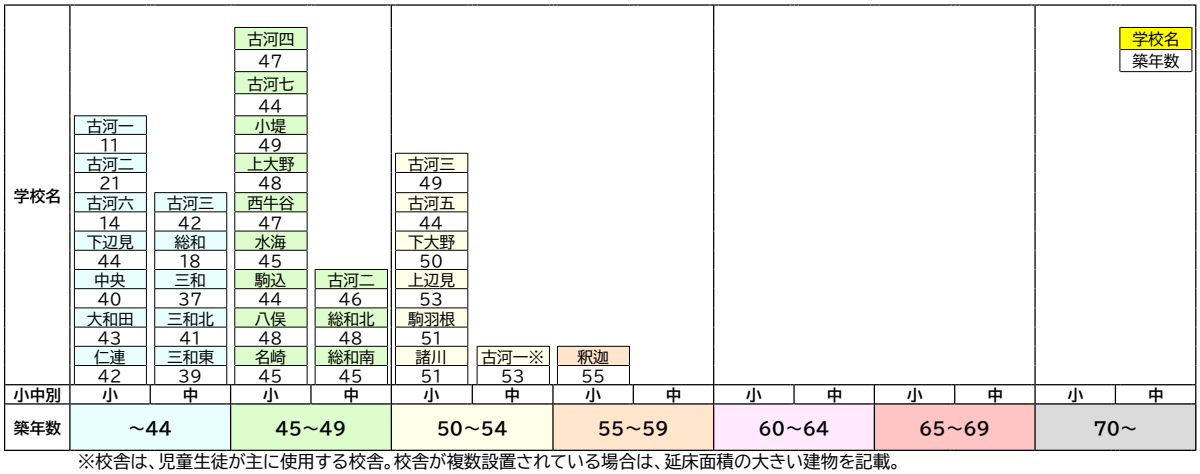
そのためには、適切な規模の児童生徒数が確保されていること、また経験や専門性、男女比など、バランスの取れた教職員が配置されていることが重要だと考えられます。

⊘転載・撮影禁止⊘

6　学校施設の老朽化

古河市の学校施設の多くは、昭和40～50年代に建設されたため、令和8年度現在、築年数が50年を経過している学校は、【図8】のとおり、小中学校合わせて8校あります。一般的には、構造体や設備の老朽化が顕著となり、日常的な部分改修等では、教育環境や十分な安全性の確保がしにくい状況です。さらに、【図9】のとおり15年後の令和23年度には、全体の8割以上の28校が築50年以上となります。

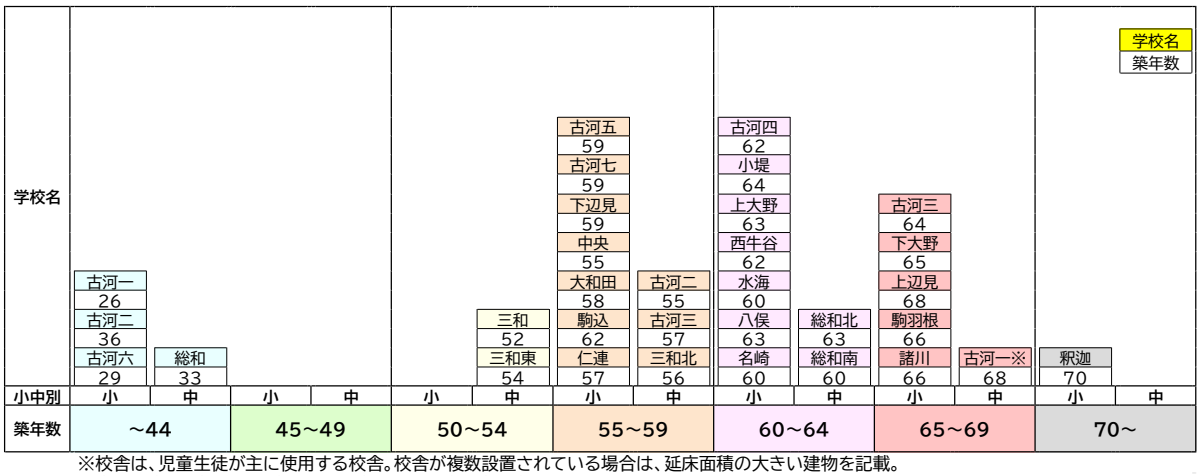
【図8】 令和8年度　古河市立小中学校の築年数分布図



※校舎は、児童生徒が主に使用する校舎。校舎が複数設置されている場合は、延床面積の大きい建物を記載。
※古河一中は、令和10年度まで長寿命化改修工事を実施中

15年後

【図9】 令和23年度　古河市立小中学校の築年数分布図



※校舎は、児童生徒が主に使用する校舎。校舎が複数設置されている場合は、延床面積の大きい建物を記載。
※古河一中は、令和10年度まで長寿命化改修工事を実施中

【参考】 築年数別の状況及び課題

築年数	～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
※状況・課題	構造体や設備の劣化は相対的に軽微なものから、老朽化が進行している段階。 長寿命化改修の実施や改修・改築などの時期を計画化していくことが必要。		建物や設備が著しく老朽化しており、日常的な部分修繕だけでは安全性や教育環境を十分に確保できないおそれあり。 長寿命化改修と改築による更新効果を比較し、耐震性や防火性能の確保、教育環境の質の向上を踏まえて、整備の方法と優先順位を明確にする必要がある。		建物や設備が著しく老朽化している段階。経年で傷んだ部材や設備は、地震時に被害を拡大させたり、日常の事故につながったりするおそれあり。 また雨漏りや設備の頻繁な故障が、学習や教育活動に支障をきたす可能性も高い状況。 部分的な長寿命化改修による延命効果は限定的なため、将来の学校規模や地域での役割を踏まえ、改築を含む抜本的な整備方針を優先して検討する必要がある。		

※文部科学省HPをもとに作成

⃠転載・撮影禁止⃠

第3章　学校再編の基本的な考え方

⊘転載・撮影禁止⊘

第３章　学校再編の基本的な考え方

１　基本的な考え方

少子化に伴う学校の小規模化によって生じる課題を解消し、本市教育振興基本計画に掲げる「人が育ち文化の息づく古河（まち）をつくる」教育という基本理念を、小中学校において実現するためには、学校や学級の適正規模化が必要であり、そのためには学校再編を推し進めることが不可欠です。

本市の学校再編に関する基本的な考え方は、次のとおりです。

１　児童生徒にとってより良い教育環境の実現を最優先

学校は、児童生徒が様々な人との出会いを通じて、新たな考え方や多様な価値観に触れることで、お互いに理解し、支え合い、協力することを学び、「自立と共生」の力を育む場です。それらを身に付けていくためには、学校に一定規模の集団が確保されていることが望ましいと考えます。

そのため、今後も児童生徒数の減少が見込まれる中にあって、将来にわたり持続可能で、良好な教育環境を提供するためにも、学校再編よって、一定の規模を有する学校配置の実現を最優先とします。あわせて、再編に伴い生じる遠距離通学への対応や、学校施設・設備の整備などについても適切に進めます。

２　将来を見据え、全市的な視点から検討・協議

児童生徒数の減少と学校の小規模化は、今後の市内全域において進んでいくことが見込まれます。また地域ごとに地理的な条件なども異なることから、それぞれの地域の実情に応じた良好な教育環境の確保も求められます。

そのため、今後の学校再編については、本計画に基づき、将来を見据えた市内全域的な視点から検討・協議を進めていきます。

３　保護者や地域住民との十分な合意形成

小中学校は教育の場であるとともに、地域のコミュニティの核として、重要な役割や機能を有していることから、保護者や地域住民の学校に対するそれぞれの思いにも配慮する必要があります。

そのため、今後の学校再編にあたっては、保護者や地域住民の意見を丁寧に伺いながら合意形成に努めます。

また、再編後の学校施設や跡地についても、保護者や地域住民との合意形成に努めながら、適切な利活用を図ります。

⊘転載・撮影禁止⊘

2 適正規模・適正配置の基準

学級数と１学級当たりの児童・生徒数、また通学距離と通学時間については、国が示す基準及び基本方針を参考とし、小学校・中学校いずれも【表２】のとおりとしました。

【表２】

	適正規模		適正配置	
	学級数	児童・生徒数（１学級当たり）	通学距離	通学時間
小学校	１２～１８学級（１学年２または３学級）	２６～３５人	４㎞以内	６０分以内
中学校	１２～１８学級（１学年４～６学級）	２６～３５人	６㎞以内	６０分以内

3 学校再編の進め方

（1） 学校再編の優先順位

【表3】のとおり、基本方針で示したブロックごとの「着手の優先度」に基づき、**「非常に高い」もしくは「高い」ところ**から順に、1つの期間を「5年」として、全体で「3期」に分けて再編を進めます。

さらにブロックの中でも、**【①過小規模・小規模の学校、②小規模となる見通しのある学校】**の順とします。

【表3】

	ブロック	対象校	着手の優先度
小学校	西部	古河一小・古河二小・古河三小・古河四小・古河五小・古河六小・古河七小・上辺見小・下辺見小	高い
	北部	小堤小・上大野小・西牛谷小・諸川小・大和田小・駒込小・仁連小	非常に高い
	南部	釈迦小・下大野小・駒羽根小・水海小・中央小	中程度
	東部	八俣小・名崎小	低い
中学校	西部	古河一中・古河二中・古河三中	低い
	中部	総和中・総和北中・総和南中	中程度
	東部	三和中・三和北中・三和東中	高い

⊘転載・撮影禁止⊘

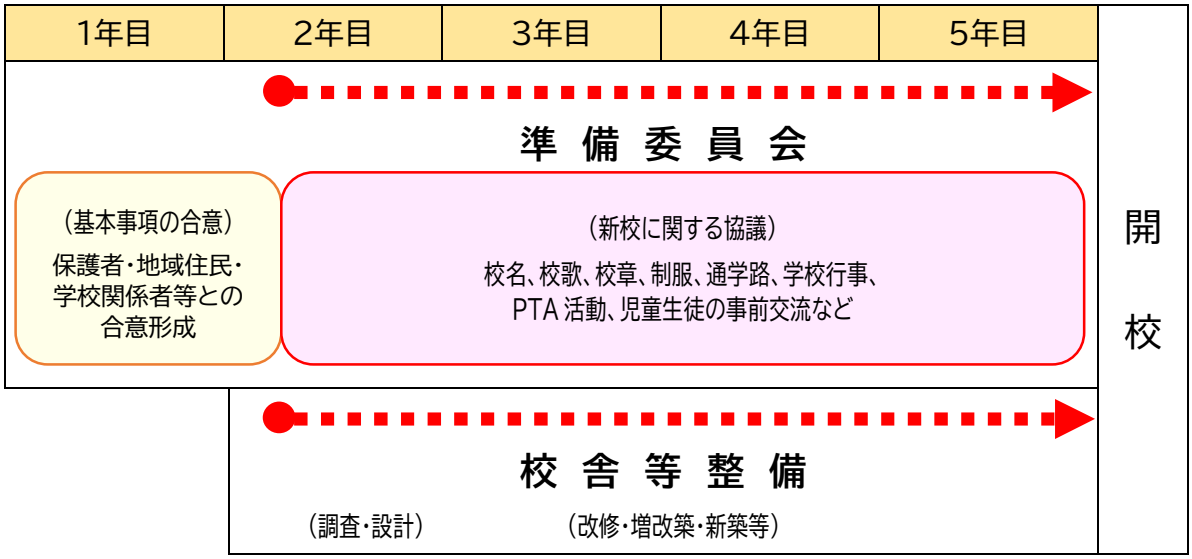
（2） 再編までのロードマップ

学校の再編までには、多くの手続きが必要となります。【図10】は、そのイメージを表したもので、再編までには、約4、5年程度の期間を要することとなります。なお、再編の進み具合によっては、早まったり遅れたりすることもあります。

この期間に、【図11】のとおり「準備委員会」を設置して、学校の校名、校歌、制服、PTA活動などについて協議をしたり、再編する学校の児童生徒の事前交流を行ったりしていきます。

また、校舎等の整備が必要となる場合は、並行して、この期間に整備を進めます。

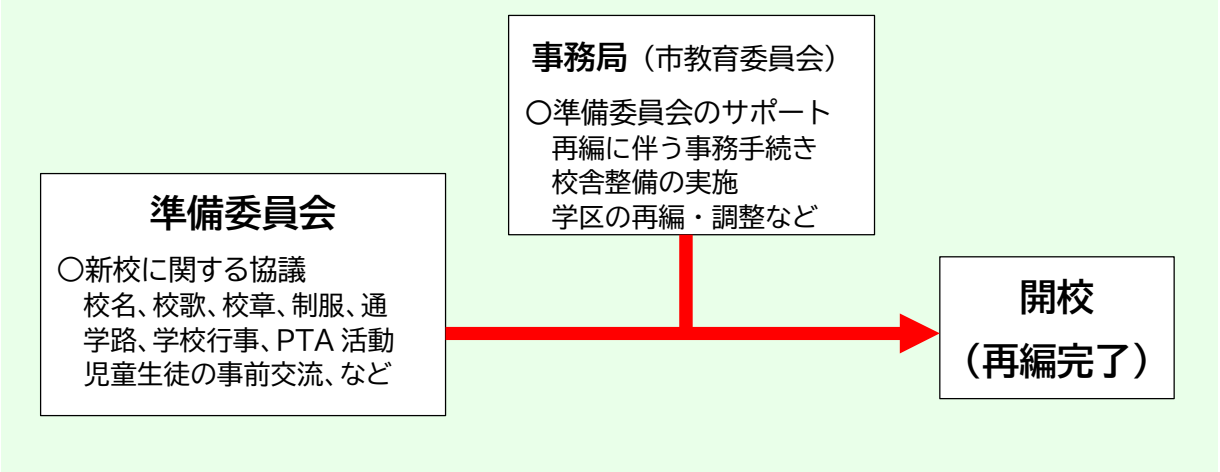
【図10】 再編の標準的なスケジュール



※ 再編着手「●」から完了「➡」までの標準的なスケジュールと内容

【図11】 準備委員会の設置（再編着手）

再編対象校の**保護者、地域住民、学校関係者等**で組織する「準備委員会」を設置します。
事務局は、市教育委員会が担い、会議等の運営をサポートします。



⃠転載・撮影禁止⃠

第4章　学校再編計画

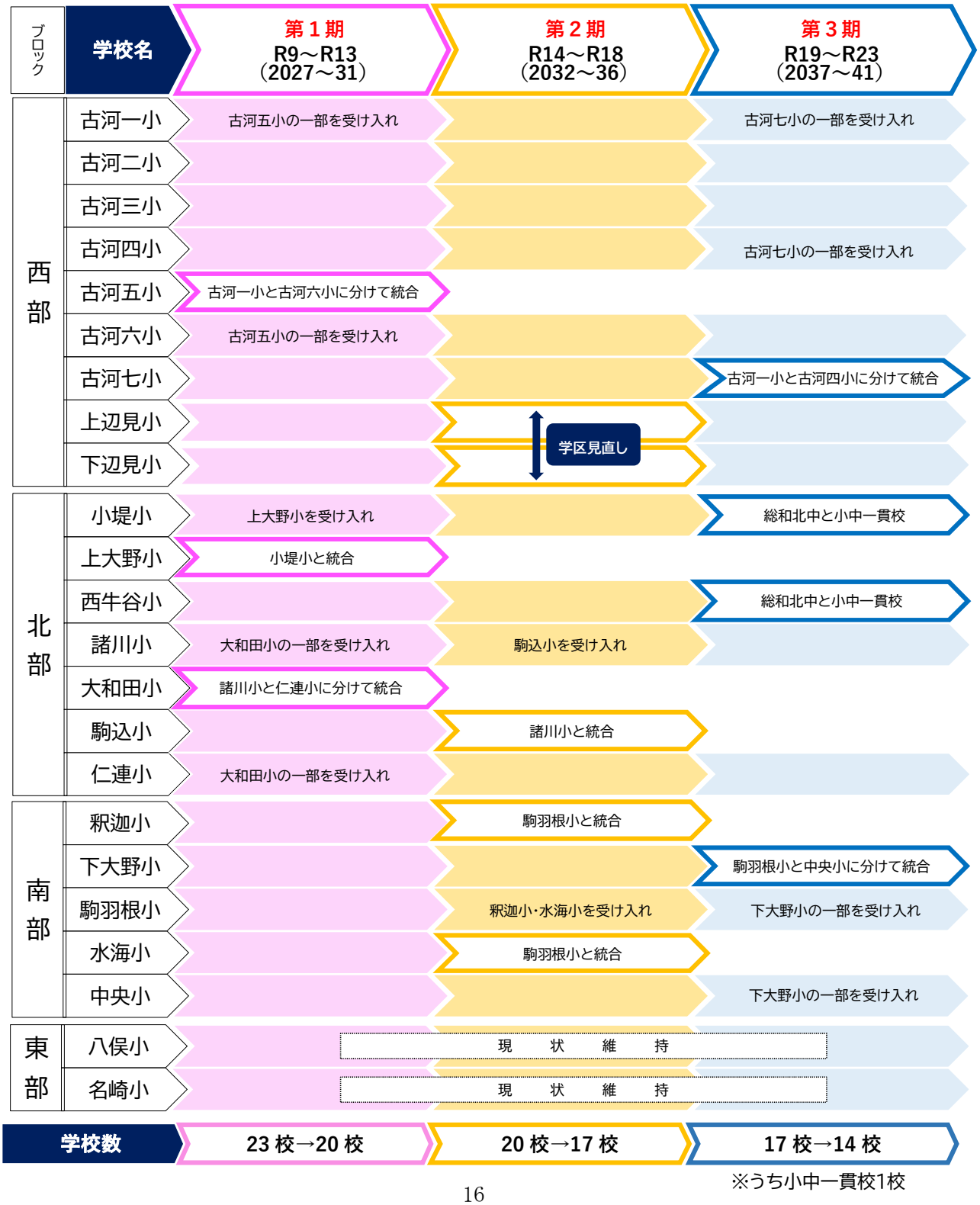
⊘転載・撮影禁止⊘

第４章　学校再編計画

1　再編の期別スケジュール

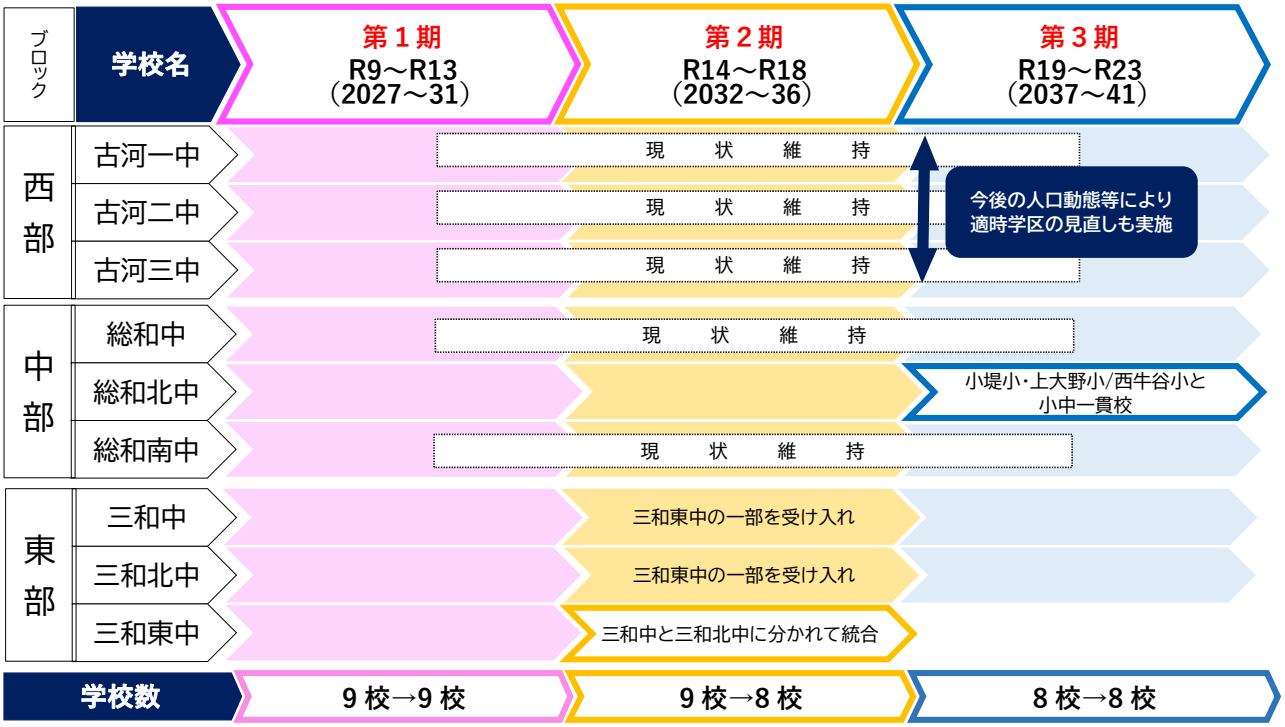
上記(1)の優先順位を踏まえつつ、児童生徒数の推移、学校施設の状況などを考慮し、【表3】のとおり、3つの期間に分けて順次取り組みます。

■小学校



⊘転載・撮影禁止⊘

■中学校



※うち小中一貫校1校

※ 小・中学校いずれのスケジュールや再編する内容も、学校を取り巻く環境や人口動態の変化など、また関連する制度や計画の改定等を踏まえ、「5 年ごと」に見直しの必要性について検討します。

また、取組の時期については、再編の進捗状況等により、開始時期が早まったり、取組の完了が延長したりする場合には、状況に応じた柔軟な見直しを行います。

⊘転載・撮影禁止⊘

2 小学校

（1）西部ブロック（9校→7校）

第１期 古河五小を古河一小と古河六小に分けて統合。
第２期 上辺見小・下辺見小の学区を見直し
第３期 古河七小を古河一小と古河四小に分けて統合。



■ブロック内学校の学級数・学校規模の推移/最寄りの小学校までの直線距離■

学校名	学級数				学校規模				最寄りの小学校	
	R8	R13	R18	R23	R8	R13	R18	R23	学校名	距離(km)
古河一小	12	11	10	7	適	小	小	小	古河二小	0.5
古河二小	13	12	12	12	適	適	適	適	古河一小	0.5
古河三小	12	12	11	10	適	適	小	小	古河六小	0.9
古河四小	13	12	12	9	適	適	適	小	古河七小	1.3
古河五小	6	6	6	6	小	小	小	小	古河一小	1.2
古河六小	14	12	12	12	適	適	適	適	古河三小	0.9
古河七小	14	11	12	12	適	適	適	適	古河四小	1.3
上辺見小	12	12	11	12	適	適	小	適	下辺見小	1.4
下辺見小	16	16	17	18	適	適	適	適	上辺見小	1.4

※R13以降は推計値　　適=適正規模　小=小規模　過小=過小規模

⊘転載・撮影禁止⊘

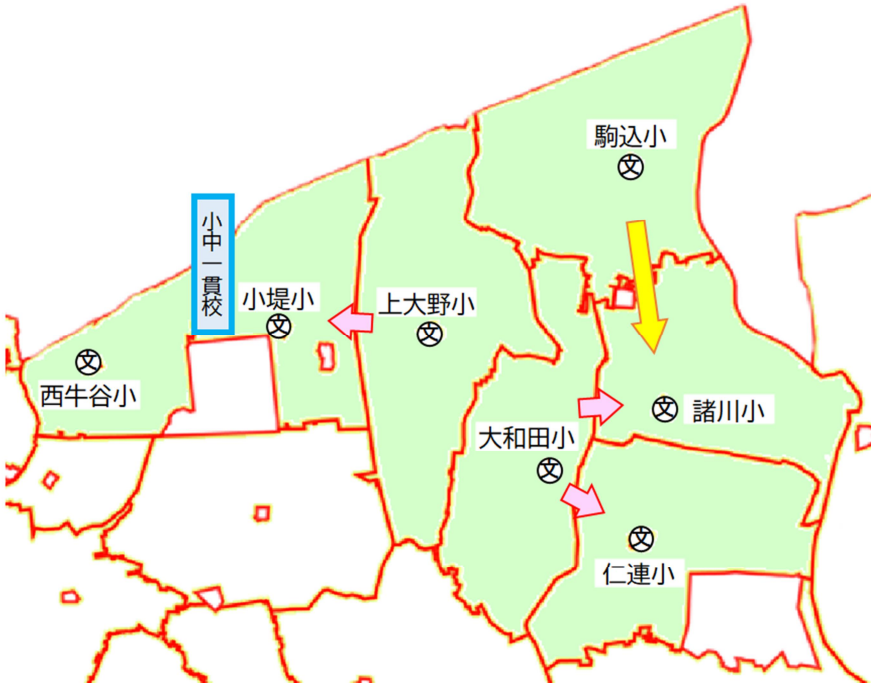
（2）北部ブロック（7 校→3校）

第１期 上大野小を小堤小と統合。

第１期 大和田小を諸川小と仁連小に分けて統合。

第２期 駒込小を諸川小と統合。

第３期 西牛谷小を上大野小と小堤小の統合校と併せ、総和北中学校とともに小中一貫校として新設。



■ブロック内学校の学級数・学校規模の推移/最寄りの小学校までの直線距離■

学校名	学級数				学校規模				最寄りの小学校	
	R8	R13	R18	R23	R8	R13	R18	R23	学校名	距離(km)
小堤小	6	6	6	6	小	小	小	小	上大野小	1.8
上大野小	4	4	3	3	過小	過小	過小	過小	小堤小	1.8
西牛谷小	9	8	6	6	小	小	小	小	古河三小	1.4
諸川小	13	13	12	12	適	適	適	適	大和田小	1.5
大和田小	6	5	4	3	小	過小	過小	過小	仁連小	1.3
駒込小	6	6	6	6	小	小	小	小	諸川小	2.9
仁連小	8	6	6	6	小	小	小	小	大和田小	1.3

※R13以降は推計値　　適=適正規模　小=小規模　過小=過小規模

⊘転載・撮影禁止⊘

（3）南部ブロック（5校→2校）

第２期 釈迦小と水海小を駒羽根小と統合。

第３期 下大野小を駒羽根小と中央小に分けて統合。



■ブロック内学校の学級数・学校規模の推移/最寄りの小学校までの直線距離■

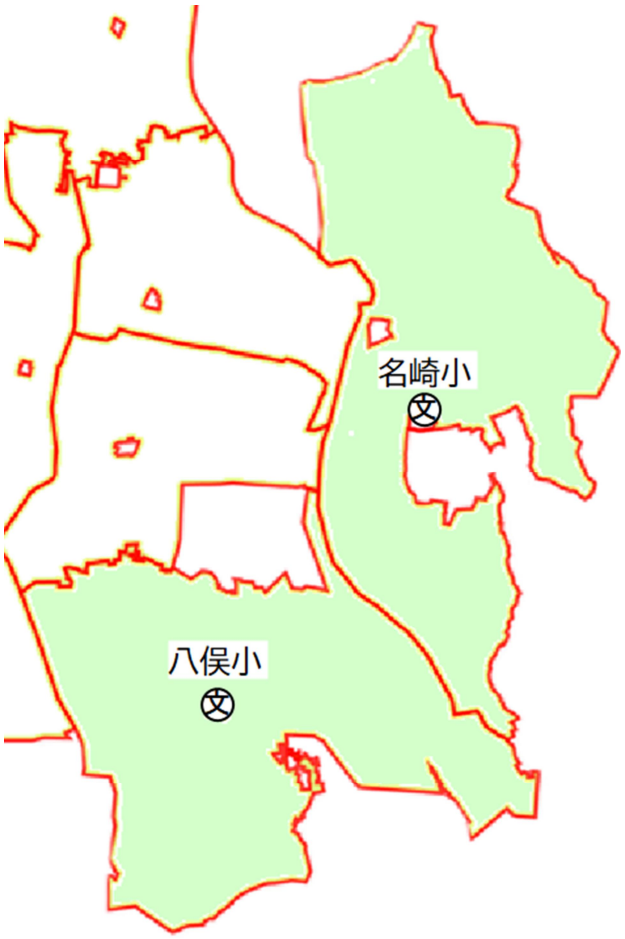
学校名	学級数				学校規模				最寄りの小学校	
	R8	R13	R18	R23	R8	R13	R18	R23	学校名	距離(km)
釈迦小	6	6	6	6	小	小	小	小	駒羽根小	1.0
下大野小	9	7	6	6	小	小	小	小	駒羽根小	1.3
駒羽根小	8	6	6	6	小	小	小	小	釈迦小	1.0
水海小	6	6	6	6	小	小	小	小	釈迦小	1.6
中央小	15	12	12	12	適	適	適	適	小堤小	2.2

※R13以降は推計値　　適=適正規模　小=小規模　過小=過小規模

⊘転載・撮影禁止⊘

（4） 東部ブロック

現状のまま



■ブロック内学校の学級数・学校規模の推移/最寄りの小学校までの直線距離■

学校名	学級数				学校規模				最寄りの小学校	
	R8	R13	R18	R23	R8	R13	R18	R23	学校名	距離(km)
八俣小	12	8	6	6	適	小	小	小	仁連小	2.9
名崎小	12	9	7	6	適	小	小	小	仁連小	3.2

※R13以降は推計値　　適=適正規模　小=小規模　過小=過小規模

⊘転載・撮影禁止⊘

3 中学校

（1） 西部ブロック

現状のまま（今後の人口動態により学区の見直しも行う）



■ブロック内学校の学級数・学校規模の推移/最寄りの中学校までの直線距離■

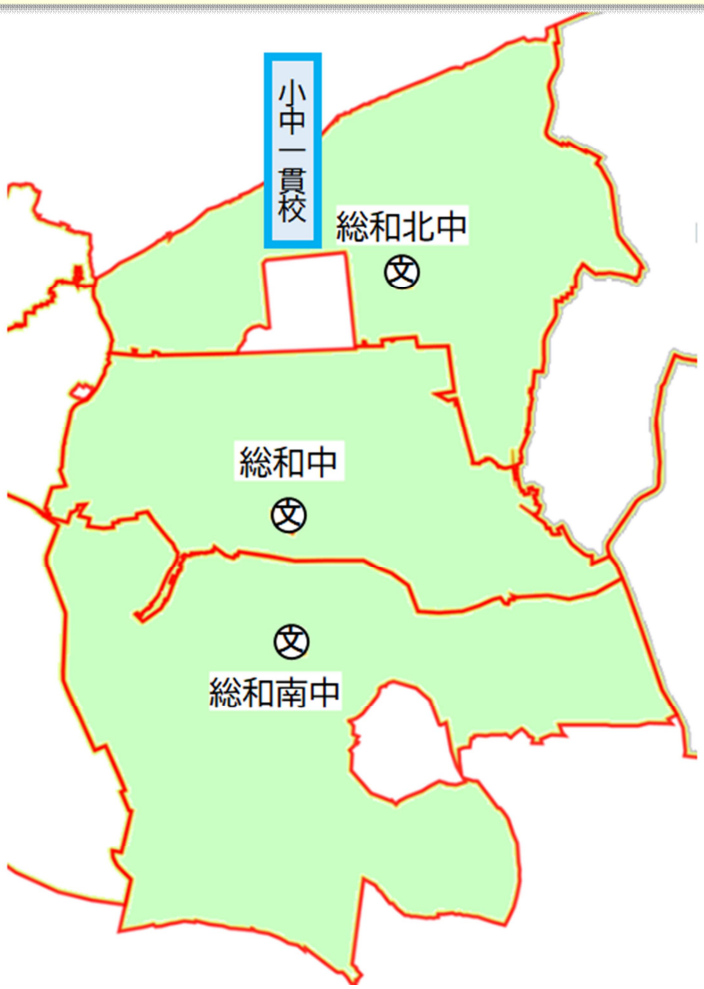
学校名	学級数				学校規模				最寄りの中学校	
	R8	R13	R18	R23	R8	R13	R18	R23	学校名	距離(㎞)
古河一中	11	11	9	9	小	小	小	小	古河三中	1.9
古河二中	16	14	11	9	適	適	小	小	古河三中	2.2
古河三中	12	12	12	11	適	適	適	小	古河一中	1.9

※R13以降は推計値　　適=適正規模　小=小規模　過小=過小規模

⊘転載・撮影禁止⊘

（2） 中部ブロック（3校→3校）

第３期 総和北中を小堤小・上大野小の統合校、西牛谷小と小中一貫校とする。
総和中・総和南中は現状のまま



■ブロック内学校の学級数・学校規模の推移/最寄りの中学校までの直線距離■

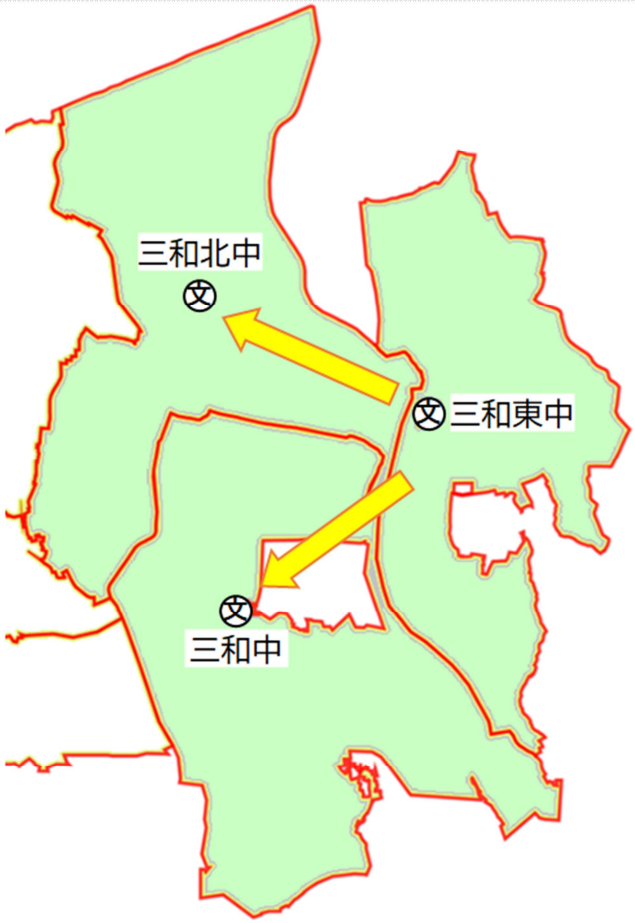
学校名	学級数				学校規模				最寄りの中学校	
	R8	R13	R18	R23	R8	R13	R18	R23	学校名	距離(km)
総和中	14	16	13	12	適	適	適	適	総和南中	1.4
総和北中	6	6	6	6	小	小	小	小	総和中	3.2
総和南中	12	11	8	6	適	小	小	小	総和中	1.4

※R13以降は推計値　　適=適正規模　小=小規模　過小=過小規模

⊘転載・撮影禁止⊘

（3）東部ブロック（5校→2校）

第２期　三和東中を三和中と三和北中に分けて統合。



■ブロック内学校の学級数・学校規模の推移/最寄りの中学校までの直線距離■

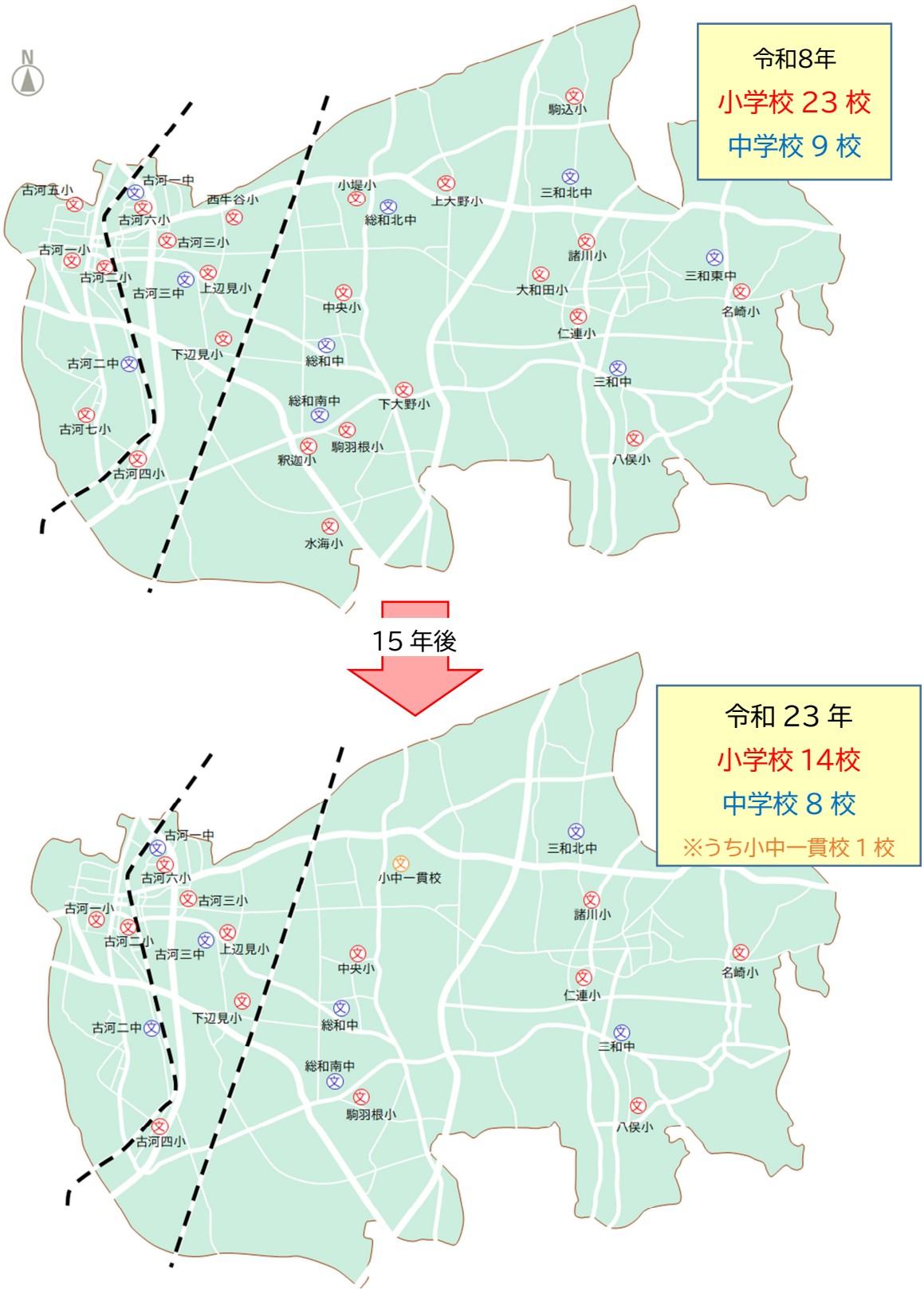
学校名	学級数				学校規模				最寄りの中学校	
	R8	R13	R18	R23	R8	R13	R18	R23	学校名	距離(km)
三和中	9	8	6	6	小	小	小	小	三和東中	3.3
三和北中	9	9	8	6	小	小	小	小	三和東中	3.4
三和東中	6	6	3	3	小	小	小	小	三和中	3.3

※R13以降は推計値　　適=適正規模　小=小規模　過小=過小規模

⃠転載・撮影禁止⃠

4　再編後の市内学校の配置イメージ

再編が完了する令和23年には、下図のような配置イメージになります。



※　学校の名称については、令和8年現在のままとしています。

※　小中一貫校については、小学校及び中学校それぞれでカウントしています。

⊘転載・撮影禁止⊘

5 計画を推進する上での考慮すべき事項

（1） 児童生徒

学校再編にあたり、児童生徒の学習環境や生活環境などが大きく変化します。このため、不安や悩みをできるだけ解消し、新しい学校生活がより良いものとなるよう、統合前の事前交流会や個々に応じた心のケアなど、必要な活動を実施していきます。

（2） 保護者と地域

最良な教育環境の整備は、児童生徒のためにはスピード感を持って進めていかなければなりませんが、その反面、統合校に関わる保護者や地域の方に対して十分な説明を行い、地域に根付く新たな学校として、合意形成を図り、一体感を醸成できるよう配慮します。

特に、令和5年度から市内全校で実施している「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」において、学校運営上の課題を地域住民と共有するとともに、地域の思いや願いを把握した活動（＝地域学校協働活動）を充実させ、“地域とともに歩む学校づくり”に生かしていくことが重要です。

（3） 学校施設

基本的に、既存の学校施設・学校用地を活用します。しかし、学校再編の状況により、老朽化した校舎の改修や増改築、また新たな校舎の整備が必要となる場合については、市の財政状況を考慮しながら進めていきます。

また障がいのある児童生徒等が安心して学校生活を送ることができるようにするため、学校施設のバリアフリーへの対応についても、各校の状況に応じて計画的な推進を検討します。

（4） 通学方法

学校再編に伴い、通学区域が広域化することにより、通学条件（通学時間・通学距離・通学方法）や地理的条件が変化することから、児童生徒の心身の負担や通学時の安全確保する必要があります。そのため、スクールバスの導入やコミュニティバスの活用、また安全な通学路の確保や新たな通学路となる道路や道路施設の整備などについても検討します。

⃠転載・撮影禁止⃠

（5） 通学区域（学区）

学校規模を好ましい状態にする手段の一つとして、通学区域を見直して、大規模校の児童生徒数を減らしたり、小規模校の児童生徒数を増やしたりすることなどがあります。通学区域を変更する際には、通学区域が定められた理由（自治会や町内会、道路や河川等の地理的状況、歴史的経緯など）を踏まえて、慎重に検討します。

（6） 小中一貫教育 ※詳細は、「資料編」P42 に掲載。

義務教育9年間の継続的な指導により、確かな学力や豊かな人間性などを育むとともに、いわゆる「中1ギャップ」の緩和・解消や思いやりの心の育成など、小中一貫教育には、多くの効果が期待されています。

子どもたちが、より良い教育環境で学べるよう、一貫した教育課程の編成や効果的な連携方法について検討していきます。

（7） 小規模特認校

地域の学校の活性化を図るとともに、特色ある教育環境を希望する児童・保護者に対して、通学区域外（古河市内に限る）からの入学を認めるものです。

再編を進める中で、各校の特色ある教育活動の推進や児童・保護者の多様なニーズに応える選択肢の一つとして、今後の在り方について検討していきます。

（8） 特別支援教育

児童生徒は全体的に減少する中で、特別支援教育に対する理解の深まりなどから、特別な支援を要する児童生徒は増えつつあります。特別な支援を要する児童生徒の推移は予想が難しいですが、教室の確保、学校施設のバリアフリー化、通学負担の軽減など、今後も継続的に対応することが必要になります。

（9） 授業

教室で黒板を向いて授業を受けるという形態ではなく、1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実や、グループ探求学習などの多様な学習形態への移行に伴い、学校施設側もこれらに対応した柔軟な工夫が求められています。

再編を契機として、子どもたちが、「主体的・対話的で深い学び」を実践できるよう、多様な授業に対応した施設環境の整備について検討します。

⃠転載・撮影禁止⃠

（10）学校給食

現在の学校給食は、学校給食センターと5校の自校給食施設で提供しています。今後、給食提供数の全体的な減少、再編による配送方法の見直し、また配膳室の改修等も含めて総合的に考慮して、対応していく必要があります。

なお対応にあたっては、「古河市自校給食室統合計画」との整合性を図ります。

（11）児童クラブ

小学校の再編によっては、これまで放課後に通っていた児童クラブを利用する時の帰宅方法などに影響を及ぼすこともあることから、子育て支援の面からも関係部署と協議し、引き続き適切な保育環境を提供できるよう検討します。

（12）諸事務

学校再編に伴い、学校教育活動に支障が生じないよう、先行事例等を踏まえ必要となる事務をあらかじめ具体的にリストアップし、教育委員会と学校及び教職員間で適切な役割分担をしながら計画的に対応することが必要です。

【諸事務として想定されるもの（例）】

- 校名、校章、校旗、校歌、校則、校訓等の決定に向けた調整
- 修学旅行や遠足等の行事、特色ある教育活動等の調整
- 制服、かばん、その他学用品の調整
- 教材、教具、備品、図書等の整理・廃棄、他校での利活用等の調整

（13）学校運営に係る経費

学校再編を進める上で、既存施設の維持や更新費用、また日々の学校運営にかかる人件費・光熱水費などのランニングコストのほか、閉校に関する諸費用についても適切に把握していく必要があります。再編が計画的に進められよう、これらの費用について、財政関係部署と継続的に協議・検討をしていきます。

（14）跡地活用

再編に伴い閉校となる学校施設の活用について検討していく必要があります。

例えば、通学にバスを利用する場合、教育委員会で通学拠点のターミナルとして位置づけ、通学手段の安全性や効率化を図るなどといったことが考えられます。

また、避難所など「地域のための施設」として活用する場合、その具体的な検討や事業の実施に向けては、それぞれの所管課が中心となり検討していきます。いずれも、地域住民の意見等を尊重しながら丁寧に進めていきます。

⃠転載・撮影禁止⃠

（15）全体計画の見直し

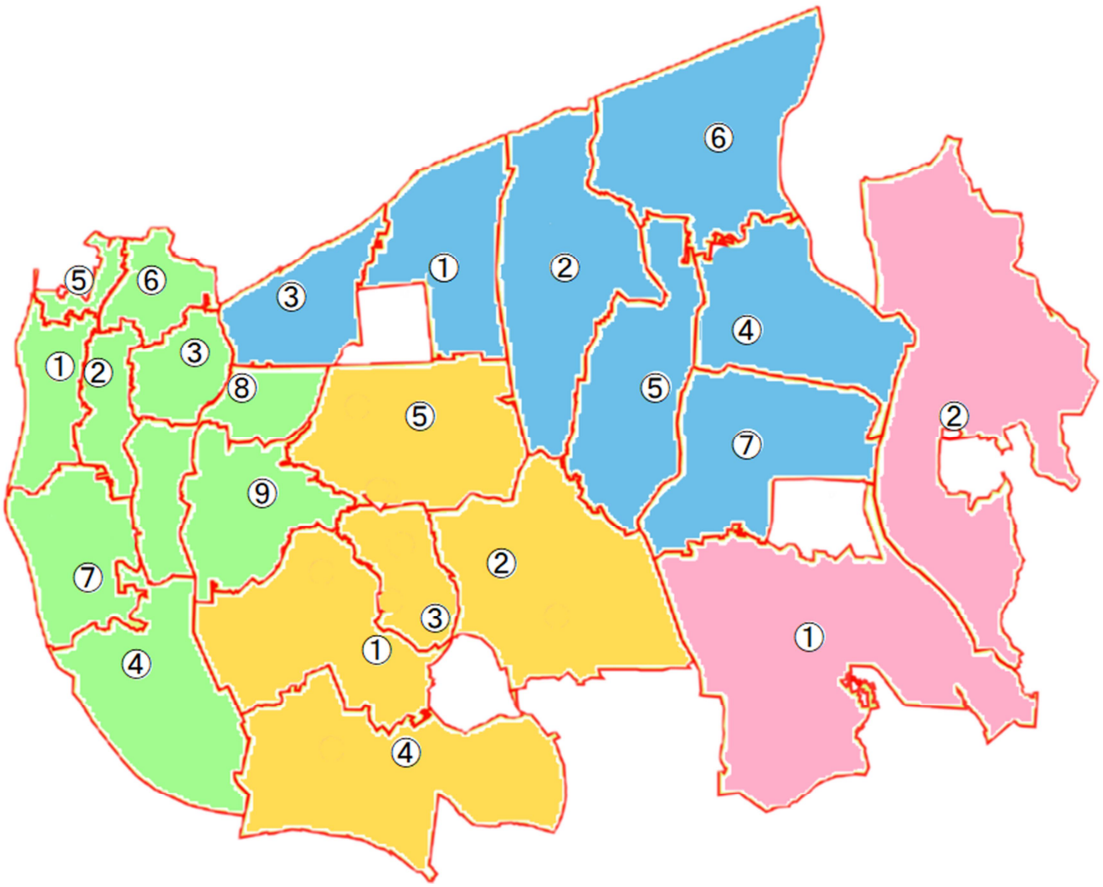
当全体計画については、今後の社会情勢や児童生徒数の推移を見据えつつ、新たなニーズや環境を捉えたうえで、内容について柔軟な見直しを行います。

⃠転載・撮影禁止⃠

■資　料　編

⊘転載・撮影禁止⊘

資料1　古河市立小学校配置図（全23校）



※数字の位置は学校のおおよその場所を示しています

西部ブロック

優先度：高い

①古河第一小学校
②古河第二小学校
③古河第三小学校
④古河第四小学校
⑤古河第五小学校
⑥古河第六小学校
⑦古河第七小学校
⑧上辺見小学校
⑨下辺見小学校

北部ブロック

優先度：非常に高い

①小堤小学校
②上大野小学校
③西牛谷小学校
④諸川小学校
⑤大和田小学校
⑥駒込小学校
⑦仁連小学校

南部ブロック

優先度：中程度

①釈迦小学校
②下大野小学校
③駒羽根小学校
④水海小学校
⑤中央小学校

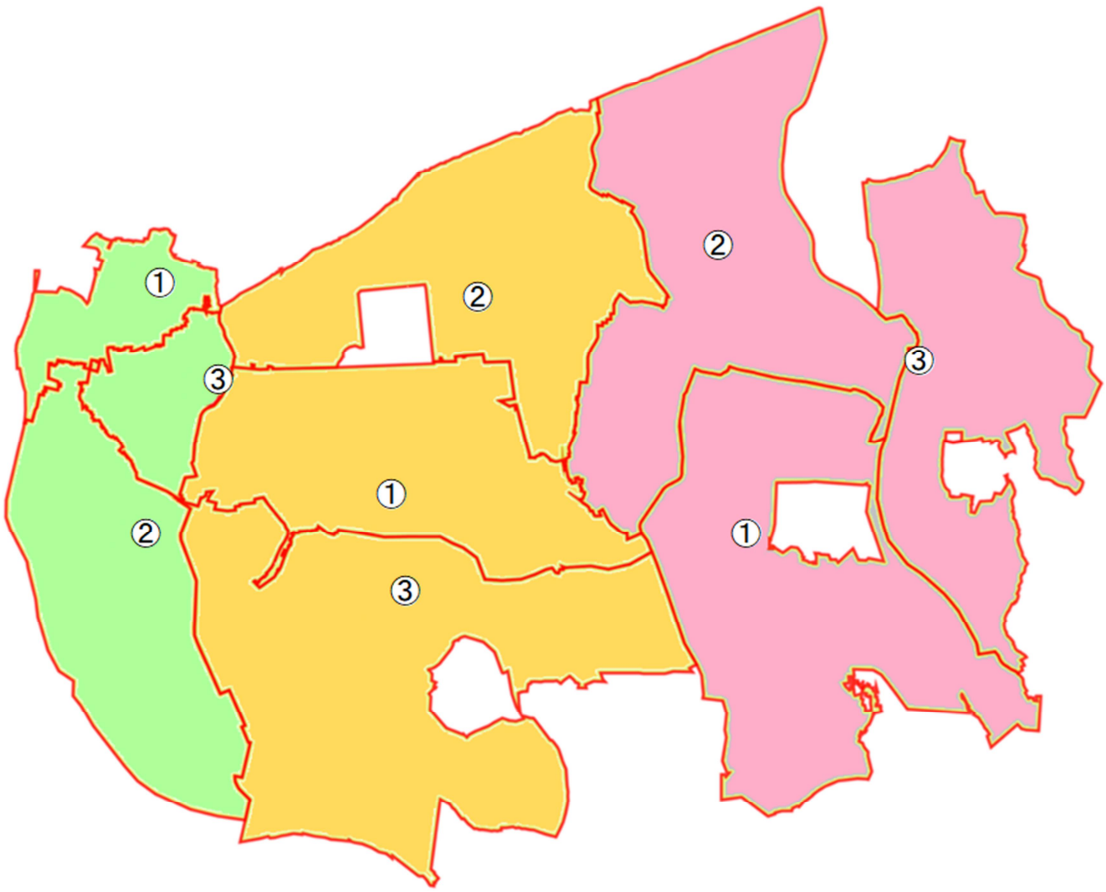
東部ブロック

優先度：低い

①八俣小学校
②名崎小学校

⊘転載・撮影禁止⊘

資料2　古河市立中学校配置図（全9校）



※数字の位置は学校のおおよその場所を示しています

西部ブロック

優先度：低い

①古河第一中学校
②古河第二中学校
③古河第三中学校

南部ブロック

優先度：中程度

①総和学校
②総和北中学校
③総和南中学校

東部ブロック

優先度：高い

①三和中学校
②三和北中学校
③三和東中学校

⊘転載・撮影禁止⊘

資料3　古河市立小中学校の学年別児童生徒数の将来推計

■小学校

（人）

学校名	年度	学年別人数（学級数）						合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
古河一小	R8	45 (2)	44 (2)	57 (2)	48 (2)	53 (2)	59 (2)	306 (12)
	R13	38 (2)	28 (1)	45 (2)	40 (2)	44 (2)	53 (2)	248 (11)
	R18	34 (1)	34 (1)	36 (2)	37 (2)	39 (2)	39 (2)	219 (10)
	R23	32 (1)	33 (1)	34 (1)	35 (1)	36 (2)	35 (1)	205 (7)
古河二小	R8	65 (2)	53 (2)	64 (2)	55 (2)	73 (2)	73 (3)	383 (13)
	R13	56 (2)	59 (2)	61 (2)	62 (2)	56 (2)	60 (2)	354 (12)
	R18	59 (2)	59 (2)	61 (2)	63 (2)	69 (2)	60 (2)	371 (12)
	R23	57 (2)	58 (2)	60 (2)	63 (2)	64 (2)	63 (2)	365 (12)
古河三小	R8	47 (2)	48 (2)	61 (2)	71 (2)	63 (2)	66 (2)	356 (12)
	R13	41 (2)	47 (2)	47 (2)	54 (2)	37 (2)	47 (2)	273 (12)
	R18	38 (2)	39 (2)	38 (2)	39 (2)	24 (1)	40 (2)	218 (11)
	R23	35 (1)	37 (2)	36 (2)	36 (2)	35 (1)	37 (2)	216 (10)
古河四小	R8	56 (2)	41 (2)	59 (2)	60 (2)	77 (3)	70 (2)	363 (13)
	R13	38 (2)	39 (2)	40 (2)	56 (2)	51 (2)	58 (2)	282 (12)
	R18	36 (2)	36 (2)	38 (2)	40 (2)	36 (2)	39 (2)	225 (12)
	R23	32 (1)	33 (1)	35 (1)	36 (2)	37 (2)	38 (2)	211 (9)
古河五小	R8	18 (1)	16 (1)	18 (1)	13 (1)	26 (1)	15 (1)	106 (6)
	R13	12 (1)	16 (1)	18 (1)	20 (1)	18 (1)	23 (1)	107 (6)
	R18	14 (1)	14 (1)	14 (1)	14 (1)	19 (1)	13 (1)	88 (6)
	R23	15 (1)	15 (1)	16 (1)	15 (1)	15 (1)	15 (1)	91 (6)

⊘転載・撮影禁止⊘

（人）

学校名	年度	学年別人数（学級数）						合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
古河六小	R8	53 (2)	57 (2)	77 (3)	68 (2)	62 (2)	78 (3)	395 (14)
	R13	36 (2)	45 (2)	47 (2)	48 (2)	58 (2)	54 (2)	288 (12)
	R18	40 (2)	41 (2)	43 (2)	44 (2)	47 (2)	38 (2)	253 (12)
	R23	39 (2)	40 (2)	41 (2)	41 (2)	42 (2)	43 (2)	246 (12)
古河七小	R8	50 (2)	68 (2)	55 (2)	84 (3)	79 (3)	74 (2)	410 (14)
	R13	40 (2)	32 (1)	49 (2)	51 (2)	51 (2)	46 (2)	269 (11)
	R18	40 (2)	39 (2)	39 (2)	40 (2)	36 (2)	40 (2)	234 (12)
	R23	38 (2)	38 (2)	39 (2)	40 (2)	40 (2)	40 (2)	235 (12)
釈迦小	R8	13 (1)	20 (1)	21 (1)	17 (1)	19 (1)	19 (1)	109 (6)
	R13	15 (1)	8 (1)	14 (1)	12 (1)	14 (1)	12 (1)	75 (6)
	R18	12 (1)	11 (1)	12 (1)	12 (1)	14 (1)	15 (1)	76 (6)
	R23	11 (1)	11 (1)	12 (1)	12 (1)	12 (1)	12 (1)	70 (6)
下大野小	R8	44 (2)	28 (1)	41 (2)	34 (1)	33 (1)	49 (2)	229 (9)
	R13	18 (1)	23 (1)	30 (1)	24 (1)	29 (1)	45 (2)	169 (7)
	R18	22 (1)	22 (1)	23 (1)	23 (1)	21 (1)	18 (1)	129 (6)
	R23	19 (1)	19 (1)	20 (1)	21 (1)	22 (1)	22 (1)	123 (6)
上辺見小	R8	51 (2)	55 (2)	48 (2)	65 (2)	64 (2)	58 (2)	341 (12)
	R13	46 (2)	50 (2)	38 (2)	49 (2)	49 (2)	57 (2)	289 (12)
	R18	45 (2)	44 (2)	44 (2)	43 (2)	29 (1)	46 (2)	251 (11)
	R23	47 (2)	46 (2)	46 (2)	46 (2)	45 (2)	44 (2)	274 (12)

⊘転載・撮影禁止⊘

（人）

学校名	年度	学年別人数（学級数）						合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
小堤小	R8	18 (1)	17 (1)	21 (1)	27 (1)	22 (1)	34 (1)	139 (6)
	R13	17 (1)	17 (1)	17 (1)	19 (1)	23 (1)	19 (1)	112 (6)
	R18	18 (1)	17 (1)	18 (1)	18 (1)	20 (1)	16 (1)	107 (6)
	R23	16 (1)	15 (1)	16 (1)	16 (1)	17 (1)	17 (1)	97 (6)
上大野小	R8	5 (1)	8 (1)	6 7 (1)		10 6 (1)		42 (4)
	R13	4 (1)	5 (1)	4 12 (1)		9 7 (1)		41 (4)
	R18	4 4 (1)		4 4 (1)		9 5 (1)		30 (3)
	R23	3 3 (1)		3 3 (1)		4 4 (1)		20 (3)
駒羽根小	R8	29 (1)	27 (1)	31 (1)	40 (2)	36 (2)	21 (1)	184 (8)
	R13	14 (1)	25 (1)	25 (1)	30 (1)	25 (1)	26 (1)	145 (6)
	R18	20 (1)	20 (1)	21 (1)	21 (1)	23 (1)	14 (1)	119 (6)
	R23	17 (1)	18 (1)	19 (1)	19 (1)	19 (1)	20 (1)	112 (6)
西牛谷小	R8	38 (2)	31 (1)	36 (1)	45 (2)	55 (2)	25 (1)	230 (9)
	R13	24 (1)	35 (1)	32 (1)	38 (2)	33 (1)	36 (2)	198 (8)
	R18	28 (1)	28 (1)	28 (1)	28 (1)	23 (1)	24 (1)	159 (6)
	R23	29 (1)	29 (1)	28 (1)	29 (1)	28 (1)	29 (1)	172 (6)
水海小	R8	20 (1)	21 (1)	25 (1)	29 (1)	26 (1)	27 (1)	148 (6)
	R13	8 (1)	12 (1)	16 (1)	13 (1)	14 (1)	17 (1)	80 (6)
	R18	11 (1)	12 (1)	12 (1)	12 (1)	16 (1)	8 (1)	71 (6)
	R23	10 (1)	10 (1)	10 (1)	11 (1)	11 (1)	11 (1)	63 (6)

⊘転載・撮影禁止⊘

（人）

学校名	年度	学年別人数（学級数）						合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
下辺見小	R8	85 (3)	79 (3)	78 (3)	85 (3)	61 (2)	70 (2)	458 (16)
	R13	68 (2)	73 (3)	62 (2)	89 (3)	94 (3)	88 (3)	474 (16)
	R18	76 (3)	74 (3)	76 (3)	75 (3)	63 (2)	71 (3)	435 (17)
	R23	80 (3)	78 (3)	79 (3)	78 (3)	78 (3)	79 (3)	472 (18)
中央小	R8	52 (2)	73 (2)	84 (3)	78 (2)	76 (3)	92 (3)	455 (15)
	R13	50 (2)	53 (2)	66 (2)	60 (2)	66 (2)	57 (2)	352 (12)
	R18	51 (2)	51 (2)	52 (2)	53 (2)	47 (2)	50 (2)	304 (12)
	R23	50 (2)	50 (2)	51 (2)	51 (2)	51 (2)	52 (2)	305 (12)
諸川小	R8	73 (2)	59 (2)	61 (2)	68 (2)	70 (2)	90 (3)	421 (13)
	R13	44 (2)	47 (2)	52 (2)	54 (2)	50 (2)	72 (3)	319 (13)
	R18	46 (2)	45 (2)	46 (2)	45 (2)	43 (2)	43 (2)	268 (12)
	R23	44 (2)	43 (2)	44 (2)	43 (2)	44 (2)	45 (2)	263 (12)
大和田小	R8	12 (1)	6 (1)	12 (1)	10 (1)	12 (1)	12 (1)	64 (6)
	R13	3 (1)	6 (1)	18 (1)	10 (1)	3 (1)	12	52 (5)
	R18	4 (1)	5 (1)	5 (1)	5	6 (1)	3	28 (4)
	R23	4 (1)	4	4 (1)	5	5 (1)	5	27 (3)
駒込小	R8	22 (1)	28 (1)	26 (1)	23 (1)	27 (1)	16 (1)	142 (6)
	R13	14 (1)	13 (1)	13 (1)	14 (1)	14 (1)	20 (1)	88 (6)
	R18	10 (1)	11 (1)	11 (1)	11 (1)	12 (1)	14 (1)	69 (6)
	R23	9 (1)	10 (1)	10 (1)	10 (1)	11 (1)	11 (1)	61 (6)

⊘転載・撮影禁止⊘

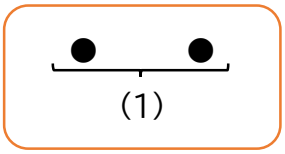
（人）

学校名	年度	学年別人数（学級数）						合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
八俣小	R8	52 (2)	40 (2)	46 (2)	47 (2)	57 (2)	39 (2)	281 (12)
	R13	28 (1)	19 (1)	33 (1)	24 (1)	42 (2)	50 (2)	196 (8)
	R18	20 (1)	22 (1)	22 (1)	22 (1)	20 (1)	28 (1)	134 (6)
	R23	17 (1)	18 (1)	18 (1)	19 (1)	20 (1)	20 (1)	112 (6)
名崎小	R8	44 (2)	45 (2)	48 (2)	58 (2)	51 (2)	57 (2)	303 (12)
	R13	27 (1)	36 (2)	35 (1)	29 (1)	51 (2)	45 (2)	223 (9)
	R18	28 (1)	29 (1)	30 (1)	31 (1)	37 (2)	28 (1)	183 (7)
	R23	23 (1)	24 (1)	25 (1)	26 (1)	27 (1)	29 (1)	154 (6)
仁連小	R8	25 (1)	23 (1)	40 (2)	38 (2)	35 (1)	30 (1)	191 (8)
	R13	19 (1)	23 (1)	25 (1)	23 (1)	29 (1)	26 (1)	145 (6)
	R18	20 (1)	21 (1)	21 (1)	21 (1)	18 (1)	19 (1)	120 (6)
	R23	18 (1)	19 (1)	19 (1)	19 (1)	20 (1)	20 (1)	115 (6)

※児童数…＜令和8年度＞令和8年5月1日時点の確定値
＜令和13年度以降＞古河市住民基本台帳をもとに直近5年間の変化率を考慮した推定値

※学級数 … 1学級当たりの適正規模の上限とされる35人を1学級として、学年ごとに算出

※複式学級 … 児童生徒数が少なくなったため、2 つの異なる学年を 1 つの教室で合同指導する学級。2学年の合計が 16 人以下(1 年生を含む場合は 8 人以下)のときに編制される。

表中では 

で表記。

⊘転載・撮影禁止⊘

■中学校

（人）

学校名	年度	学年別人数（学級数）			合計
		1年	2年	3年	
古河一中	R8	131 (4)	133 (4)	114 (3)	378 (11)
	R13	99 (3)	137 (4)	108 (4)	344 (11)
	R18	81 (3)	101 (3)	90 (3)	272 (9)
	R23	84 (3)	86 (3)	87 (3)	257 (9)
古河二中	R8	162 (5)	177 (5)	185 (6)	524 (16)
	R13	127 (4)	143 (5)	168 (5)	438 (14)
	R18	94 (3)	109 (3)	139 (4)	342 (11)
	R23	97 (3)	99 (3)	100 (3)	296 (9)
古河三中	R8	131 (4)	131 (4)	124 (4)	386 (12)
	R13	108 (4)	124 (4)	124 (4)	356 (12)
	R18	113 (4)	112 (4)	120 (4)	345 (12)
	R23	105 (3)	106 (4)	107 (4)	318 (11)
総和中	R8	155 (5)	147 (4)	163 (5)	465 (14)
	R13	160 (5)	168 (5)	187 (6)	515 (16)
	R18	130 (4)	132 (4)	146 (5)	408 (13)
	R23	121 (4)	124 (4)	125 (4)	370 (12)
総和北中	R8	66 (2)	61 (2)	64 (2)	191 (6)
	R13	45 (2)	52 (2)	65 (2)	162 (6)
	R18	48 (2)	45 (2)	56 (2)	149 (6)
	R23	41 (2)	42 (2)	43 (2)	126 (6)

⊘転載・撮影禁止⊘

（人）

学校名	年度	学年別人数（学級数）			合計
		1年	2年	3年	
総和南中	R8	123 (4)	114 (4)	112 (4)	349 (12)
	R13	92 (3)	111 (4)	110 (4)	313 (11)
	R18	62 (2)	74 (3)	81 (3)	217 (8)
	R23	60 (2)	61 (2)	62 (2)	183 (6)
三和中	R8	87 (3)	88 (3)	102 (3)	277 (9)
	R13	60 (2)	85 (3)	87 (3)	232 (8)
	R18	40 (2)	58 (2)	46 (2)	144 (6)
	R23	40 (2)	42 (2)	43 (2)	125 (6)
三和北中	R8	101 (3)	108 (3)	105 (3)	314 (9)
	R13	85 (3)	96 (3)	99 (3)	280 (9)
	R18	64 (2)	78 (3)	77 (3)	219 (8)
	R23	60 (2)	62 (2)	65 (2)	187 (6)
三和東中	R8	56 (2)	58 (2)	64 (2)	178 (6)
	R13	42 (2)	51 (2)	54 (2)	147 (6)
	R18	34 (1)	34 (1)	28 (1)	96 (3)
	R23	28 (1)	29 (1)	30 (1)	87 (3)

※生徒数…＜令和8年度＞令和8年5月1日時点の確定値
＜令和13年度以降＞古河市住民基本台帳をもとに直近5年間の変化率を考慮した推定値

※学級数 … 1学級当たりの適正規模の上限とされる35人を1学級として、学年ごとに算出

⊘転載・撮影禁止⊘

資料4　古河市立小中学校の建築年数等一覧（築年数：令和8年基準）

■小学校

黄色　築年数が50年を経過している建物

学校名	建物	建築年	築年数				普通教室数	敷地面積		水害想定浸水深（m）
			R8	R13	R18	R23		（㎡）	借地の有無	
古河一小	校舎	H27	11	16	21	26	16	25,505	あり	3～5
	体育館	H28	10	15	20	25				
古河二小	校舎	H17	21	26	31	36	20	20,847	あり	0.5～3
	体育館	H28	10	15	20	25				
古河三小	校舎	S52	49	54	59	64	19	19,322	なし	0～0.5
	体育館	S58	43	48	53	58				
古河四小	校舎	S54	47	52	57	62	17	15,101	なし	3～5
	体育館	H14	24	29	34	39				
古河五小	校舎	S57	44	49	54	59	9	19,084	なし	3～5
	体育館	S59	42	47	52	57				
古河六小	校舎	H24	14	19	24	29	21	17,118	なし	0.5～3
	体育館	H25	13	18	23	28				
古河七小	校舎	S57	44	49	54	59	23	17,096	なし	5～10
	体育館	S58	43	48	53	58				
釈迦小	校舎	S46	55	60	65	70	10	15,074	あり	3～5
	体育館	S55	46	51	56	61				
下大野小	校舎	S51	50	55	60	65	14	17,132	なし	0.5～3
	体育館	S54	47	52	57	62				
上辺見小	校舎	S48	53	58	63	68	19	12,649	あり	0.5～3
	体育館	S54	47	52	57	62				
小堤小	校舎	S52	49	54	59	64	10	16,547	あり	0
	体育館	S53	48	53	58	63				
上大野小	校舎	S53	48	53	58	63	6	13,466	あり	0
	体育館	S55	46	51	56	61				
駒羽根小	校舎	S50	51	56	61	66	12	19,826	なし	0.5～3
	体育館	S53	48	53	58	63				
西牛谷小	校舎	S54	47	52	57	62	12	18,017	あり	0.5～3
	体育館	S54	47	52	57	62				
水海小	校舎	S56	45	50	55	60	9	17,010	なし	5～10
	体育館	S58	43	48	53	58				
下辺見小	校舎	S57	44	49	54	59	22	18,581	なし	3～5
	体育館	S59	42	47	52	57				
中央小	校舎	S61	40	45	50	55	22	19,707	なし	0.5～3
	体育館	S61	40	45	50	55				

⊘転載・撮影禁止⊘

学校名	建物	建築年	築年数				普通教室数	敷地面積		水害想定浸水深（m）
			R8	R13	R18	R23		（㎡）	借地の有無	
諸川小	校舎	S50	51	56	61	66	19	22,464	なし	0
	体育館	S53	48	53	58	63				
大和田小	校舎	S58	43	48	53	58	8	13,249	あり	0
	体育館	S54	47	52	57	62				
駒込小	校舎	S57	44	49	54	59	8	13,138	あり	0
	体育館	S54	47	52	57	62				
八俣小	校舎	S53	48	53	58	63	16	26,201	なし	0
	体育館	S51	50	55	60	65				
名崎小	校舎	S56	45	50	55	60	16	32,698	なし	0
	体育館	S53	48	53	58	63				
仁連小	校舎	S59	42	47	52	57	12	27,124	なし	0
	体育館	S59	42	47	52	57				

※校舎は、児童が主に使用する校舎。校舎が複数設置されている場合は、延床面積の大きい建物を記載。

■中学校

黄色　築年数が50年を経過している建物

学校名	建物	建築年	築年数				普通教室数	敷地面積		水害想定浸水深（m）
			R8	R13	R18	R23		（㎡）	借地の有無	
※古河一中	校舎	S48	53	58	63	68	16	33,307	なし	0.5～3
	体育館	S47	54	59	64	69				
古河二中	校舎	S61	40	45	50	55	20	38,472	なし	0.5～3
	体育館	S56	45	50	55	60				
古河三中	校舎	S59	42	47	52	57	15	36,922	なし	3～5
	体育館	S59	42	47	52	57				
総和中	校舎	H20	18	23	28	33	18	48,597	なし	0.5～3
	体育館	H8	30	35	40	45				
総和北中	校舎	S53	48	53	58	63	9	41,677	なし	0
	体育館	S54	47	52	57	62				
総和南中	校舎	S56	45	50	55	60	16	37,352	なし	5～10
	体育館	S57	44	49	54	59				
三和中	校舎	H元	37	42	47	52	13	48,468	あり	0
	体育館	H元	37	42	47	52				
三和北中	校舎	S60	41	46	51	56	15	50,336	あり	0
	体育館	S60	41	46	51	56				
三和東中	校舎	S62	39	44	49	54	9	48,310	あり	0
	体育館	S62	39	44	49	54				

※校舎は、生徒が主に使用する校舎。校舎が複数設置されている場合は、延床面積の大きい建物を記載。

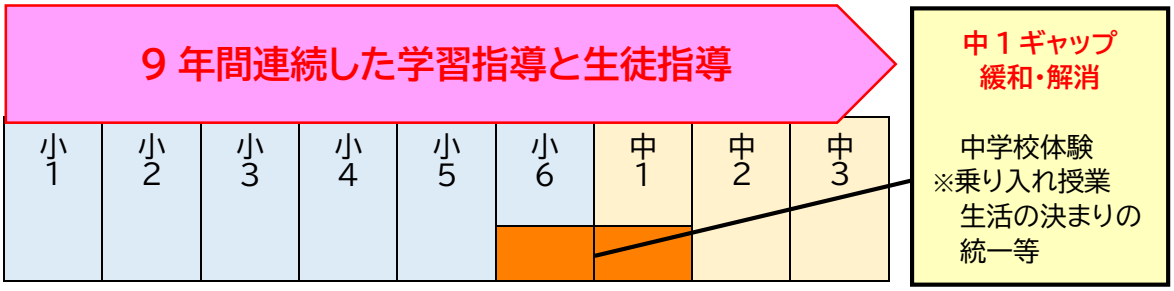
※古河一中は、令和10年度まで長寿命化改修工事を実施中

⊘転載・撮影禁止⊘

資料5 小中一貫教育

小中一貫教育は、小学校6年間・中学校3年間に分かれている義務教育9年間を連続した期間として捉え、一貫した教育課程を編成し継続的な指導を行うことで確かな学力や豊かな人間性などを育むことを目的に、平成 28 年度に制度化されました。

また中学校への進学時、新しい学習環境に不安を覚え、不適応を示す、いわゆる「中1ギャップ」の緩和・解消のほか、中学の在校生においても思いやりの心の育成などの効果が期待されるものです。



※ 乗り入れ授業

主に小中一貫教育などで、中学校や小学校の教員が自校を越えて相手校の学級に入り、専門性を生かして授業を行う形態のことです。小学校段階から中学校の学び方に触れさせたり、教員同士が相互に授業に参加して連携を深める目的で実施されます。

小中一貫教育を行う「学校の形態」

次頁の【図 13】図のとおり、大きく2つあります。

（1） 小中一貫校

小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、9年間の一貫した教育課程を編成・実施する学校です。施設の形態としては、「一体型」、「隣接型」、「分離型」があります。

（2） 義務教育学校

施設の形態としては、「一体型」と「分離型」があり、一人の校長のもとで一つの教職員組織が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校です。特徴としては、小中一貫校と同様、共通するものもありますが、それら以外で次の事項が挙げられます。

①独自教科（学校設定教科）

学習指導要領に定められた教科以外に、各学校が地域や生徒の実態・学校の特色に応じて名称・目標・内容・単位数などを自ら定めて教科を設定することができます。

⊘転載・撮影禁止⊘

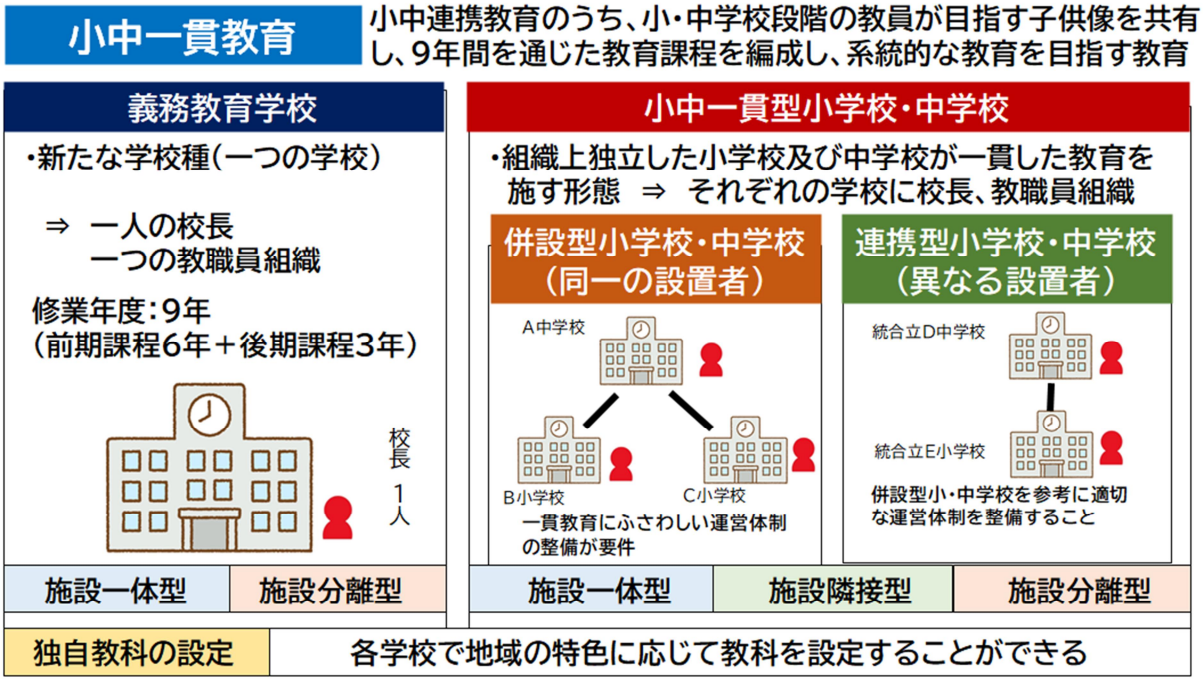
②指導時期・時数の柔軟化

通常の小学校と中学校では、各学年の1年間で学ぶべき内容・時間数が法律によって定められています。しかし、義務教育学校では、9 年間を一つの「学びの場」と考えるため、指導内容や基準は変えることはできませんが、子どもたちの実態や理解の程度、9 年間の指導内容の系統性を考えて、指導する時期（学年）や指導時数を柔軟に考えることができます。

③学年段階の区切りを柔軟化

現在の学校制度では、学年段階の大きな区切りは必然的に小学校と中学校の「6－3」ですが、9 年間の中で独自の大きな区切り（「4－3－2」や「5－4」など）を設けて、子どもたちの発達段階に応じて、効果的な教育課程を組み児童生徒の指導を行うことができます。

【図 13】



		義務教育学校		小中一貫型小学校・中学校	
特色	施設形態	施設一体型	施設分離型	施設一体型	施設隣接・分離型
	独自教科の設定	○	○	○	○
	乗り入れ授業	◎	△	○	○
	課　題	－	校舎移動	調整	校舎移動・調整
教育課程		・9 年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性、体系性に配置がなされている教育課程の編成			

⊘転載・撮影禁止⊘

資料6　適正規模・適正配置に向けたこれまでの取組み

編集中

年月	主な内容
令和4年4月	古河市立小中学校適正規模・適正配置等審議会条例の施行
令和4年6月	教育委員会から古河市立小中学校適正規模・適正配置等審議会へ諮問 「古河市立小中学校の適正規模・適正配置等に関することについて」
令和4年6月 ～令和5年2月	審議会を6回開催 （R4.6/28、8/9、10/25、11/29、R5.1/17、2/7）
令和5年2月	審議会から教育委員会へ答申 「古河市立小中学校の適正規模・適正配置等に関する答申（提言書）」
令和5年5月	上記提言書をもとに「古河市立小中学校適正規模・適正配置の基本方針」策定に向けた庁内検討会設置
令和5年5月 ～令和8年3月	令和5年度庁内検討会を8回開催 （R5.5/31、7/6、8/25、10/16、11/14、12/19、R6.1/22、3/7）
	令和6年度庁内検討会を8回開催 （R6.5/21、7/3、8/7、9/25、11/8、12/26、R7.1/29、3/17）
	令和7年度庁内検討会を５回開催 （R7.4/25、6/4、7/30、8/19、R8.3/25）
令和7年11月	「古河市立小中学校適正規模・適正配置の基本方針」策定
令和8年1～2月	地域との懇談会を計6回開催　（1/24、1/31、2/7）
令和8年5月	上記基本方針をもとに「古河市立小中学校再編全体計画」策定に向けた庁内検討委員会設置
	令和8年度庁内検討委員会を●回開催 （5/22、6/24、8/20…）
令和8年8月	教育委員会から古河市立小中学校適正規模・適正配置等審議会へ諮問 「古河市立小中学校再編全体計画」策定について」
令和8年8月 ～令和8年12月	審議会を５回開催 （R8.8/25、9/24、10/22、11/25、12/23）
令和8年11月	地域との懇談会を計●回開催　（●/●…　）
令和8年12月	審議会から教育委員会へ答申 「古河市立小中学校再編全体計画」関する答申」
令和9年3月	「古河市立小中学校再編全体計画」の策定

⊘転載・撮影禁止⊘

資料7 関係法令

○学校教育法（発令：昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）

〔学校の範囲〕

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

〔普通教育の目標〕

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

⊘転載・撮影禁止⊘

第五章の二　義務教育学校

〔目的〕

第四十九条の二　義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。

〔目標〕

第四十九条の三　義務教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

〔修業年限〕

第四十九条の四　義務教育学校の修業年限は、九年とする。

〔前期課程及び後期課程の区分〕

第四十九条の五　義務教育学校の課程は、これを前期六年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。

〔前期課程及び後期課程の目標〕

第四十九条の六　義務教育学校の前期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

②　義務教育学校の後期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、前期課程における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

〔教育課程〕

第四十九条の七　義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

〔準用規定〕

第四十九条の八　第三十条第二項、第三十一条、第三十四条から第三十七条まで及び第四十二条から第四十四条までの規定は、義務教育学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十九」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十九条の三」と読み替えるものとする。